

# フランスにおける動物保護に関する法律の改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 奈良 詩織

## 目 次

はじめに

### I 法律制定の背景

- 1 フランスにおける動物保護に関するこれまでの法令
- 2 動物保護をめぐる近年の諸問題

### II 2021年動物保護法の制定と構成

- 1 審議経過
- 2 構成

### III 2021年動物保護法の主な内容

- 1 愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件（第1節）
- 2 家畜動物への虐待に対する制裁の強化（第2節）
- 3 商業目的での野生種の飼育又は使役等の禁止（第3節）
- 4 毛皮製品用のアメリカミンク等の繁殖の禁止（第4節）

おわりに

翻訳：動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための2021年11月30日の法律第2021-1539号

キーワード：動物虐待、愛玩動物、家畜動物、ペットショップ、サーカス、イルカショー、毛皮製品

## 要 旨

2021年11月30日、フランスで「動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための法律」が制定された。フランスでは、19世紀半ば以来、動物保護に関する諸法令が制定されてきた。しかし、依然として動物虐待への処罰や対策は不十分とされ、さらに、インターネットの発達により、動物虐待の新たな形態も出現している。本法律は、これらの問題に対処するために、動物虐待への対策を強化し、また動物の所持条件を厳格化することを目的とする。本法律の主な内容は、①愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件の厳格化、②家畜動物に対する虐待行為への処罰の強化、③移動興行を行う施設における野生動物の飼育又は使役等の禁止、④毛皮製品用のアメリカミンク等の繁殖禁止である。

## はじめに

フランスでは、半数以上の世帯が愛玩動物<sup>(1)</sup>を飼育しているとされており、その数は2,000万匹以上にのぼる<sup>(2)</sup>。一方、フランスでは、年間10万匹の動物が遺棄されており、この数字はヨーロッパ諸国の中で最も多い<sup>(3)</sup>。このような動物遺棄への対策として、政府は、2020年末から「#StopAbandon」という動物保護キャンペーンを展開している<sup>(4)</sup>。

フランスの動物保護の歴史は、19世紀半ばに遡る。1845年に最初の動物保護団体である「動物保護協会 (Société protection des animaux: SPA)」<sup>(5)</sup>が設立され、1850年に最初の動物保護法である「グラモン法 (Loi Grammont)」<sup>(6)</sup>が制定された。それ以来、動物保護に関する複数の法令<sup>(7)</sup>が制定され、改正されてきたが、動物虐待への処罰や対策は不十分であると指摘されてきた。また、インターネットの発達により、動物虐待の新たな形態も出現している<sup>(8)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月21日である。

(1) フランスでは、愛玩動物 (animal de compagnie) は、「人間が、自身の娯楽のために所持する、又は所持することを目的とする全ての動物」(農事・海洋漁業法典 (Code rural et de la pêche maritime. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071367>>) L. 第214-6条)と定義される。

(2) “Des mesures fortes contre l’abandon des animaux de compagnie,” 2021.7.23. Gouvernement.fr website <<https://www.gouvernement.fr/actualite/des-mesures-fortes-contre-l-abandon-des-animaux-de-compagnie>>

(3) 1年間に遺棄される動物のうち、60,000匹は夏のバカンスの時期に遺棄されている。“Nos combats.” Fondation 30 Millions d’Amis website <<https://www.30millionsdamis.fr/la-fondation/nos-combats/>>

(4) “#StopAbandon: protéger les animaux de compagnie, une priorité l’été et tout au long de l’année.” Ministère de l’agriculture et de l’alimentation website <<https://agriculture.gouv.fr/stopabandon-protoger-les-animaux-de-compagnie-une-priorite-lete-et-tout-au-long-de-lannee>>

(5) SPAは、現在も動物の虐待又は不正取引への対策、公衆への啓発、遺棄された動物の保護等に関する活動を行う。“Présentation de la Société Protectrice des Animaux.” Société protection des animaux website <<https://www.la-spa.fr/la-societe-protectrice-des-animaux/lassociation/>>

(6) Loi du 2 juillet 1850 dite Grammont sur les mauvais traitements envers les animaux domestiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000332380>> 本法律は、提案者であるグラモン (Jacques Delmas de Grammont) 将軍の名にちなんで、「グラモン法」と呼ばれる。

(7) フランスの動物保護に関する法的規定は、家畜動物及び愛玩動物については農事・海洋漁業法典に、野生動物については環境法典 (Code de l’environnement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074220>>) に、動物虐待罪については刑法典 (Code penal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719>>) に定められる。また、民法典 (Code civil. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070721>>) にも動物の法的地位を定める規定等がある。

(8) Anne Chain-Larché, *Sénat Rapport*, N° 844, 2021.9.22, p.8. <<https://www.senat.fr/rap/120-844/120-8441.pdf>>

こうした流れの中で、2021年11月30日、「動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための2021年11月30日の法律第2021-1539号」（以下「2021年動物保護法」）<sup>(9)</sup>が制定された。本法律の主な目的は、動物虐待への対策を強化し、また動物を所持<sup>(10)</sup>する上での条件を厳格化することである。

本稿は、本法律の概要を紹介し、末尾に本法律の全訳を付す。

## I 法律制定の背景

### 1 フランスにおける動物保護に関するこれまでの法令

#### (1) 動物虐待罪に関する規定

1850年の「グラモン法」は、「家畜動物（animal domestique）に対して、公然と、みだりに虐待（mauvais traitements）を行った者は、罰金5～15フラン<sup>(11)</sup>を科され、1～5日の禁錮刑（prison）を科され得る」と定めていた。1959年、この「動物虐待罪」は、構成要件を「公然であるかどうかを問わず」に改め、虐待の対象に「飼い慣らされた動物（animal apprivoisé）及び「捕獲された動物（animal tenu en captivité）」を加えた上で刑法典に組み込まれた<sup>(12)</sup>。これ以降、家畜動物、飼い慣らされた動物及び捕獲された動物（以下「家畜動物等」）への虐待が処罰の対象とされている。その後、虐待が「残虐行為（acte de cruauté）」に改められ、加害者には、最高で拘禁刑（emprisonnement）6か月と罰金6,000フランのいずれか又はその両方が科されることになった（旧刑法典第453条）<sup>(13)</sup>。1976年には、残虐行為に加えて「重大な虐待（sévice grave）」<sup>(14)</sup>及び「故意の遺棄（abandon volontaire）」も処罰対象となり、処罰は、最高で拘禁刑6か月と罰金600フランのいずれか又は併科となった<sup>(15)</sup>。

1992年に制定された新刑法典は、①家畜動物等に対する残虐行為、重大な虐待及び故意の遺棄（同法典第521-1条）に加えて、②不法な動物実験（同法典第521-2条）を処罰対象とし、加害者に最高で拘禁刑6か月及び罰金50,000フランを併科すると定めた<sup>(16)</sup>。その後、危険動

(9) Loi n° 2021-1539 du 30 novembre 2021 visant à lutter contre la maltraitance animale et conforter le lien entre les animaux et les hommes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044387560>>

(10) “détention”（本稿では「所持」と訳出）は、賃貸・寄託・法定用益権・裁判所の選任など法的権限に基づく他人の物の事実上の支配又は実効的所持のこと。一方、“propriété”（本稿では「所有」と訳出）は、物について法律又は規則が禁ずる使用を行わない限り、それを最も絶対的な仕方 で収益し、処分する権利のこと。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.165、466。

(11) フラン（franc）は、かつてのフランス通貨単位。1999年1月のEUの単一通貨であるユーロ（euro）導入に伴い、2002年に消滅した（1ユーロは6.55957フラン）。なお、1ユーロは136.08円（令和4年6月分報告省令レート）。

(12) Décret n° 59-1051 du 7 septembre 1959 réprimant les mauvais traitements exercés envers les animaux; Chain-Larché, *op.cit.*(8), p.8; 藤田初太郎「動物保護に関する法律」『外国の立法』No.3-3, 1964.5, pp.6-10。

(13) 動物保護に関する1963年11月12日の法律（Loi n° 63-1143 du 19 novembre 1963 relative à la protection des animaux. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000684280>>）第1条による。

(14) 「残虐行為」とは別に「重大な虐待」が追加された理由は、旧刑法典第453条の適用を容易にするためとされている。青木人志『動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較—』有斐閣、2002.2, pp.93-94。

(15) 自然保護に関する1976年7月10日の法律（Loi n° 76-629 du 10 juillet 1976 relative à la protection de la nature. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000684998>>）第3条による。

(16) 人体の尊重に関する1994年7月29日の法律（Loi n° 94-653 du 29 juillet 1994 relative au respect du corps humain. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000549619>>）第9条による。同法の概要は櫛島次郎「フランス「生命倫理法」の全体像」『外国の立法』No.190, 1994.12, pp.1-3、邦訳は大村美由紀訳「人体の尊重に関する1994年7月29日法律第94-653号」『外国の立法』No.190, 1994.12, pp.9-15参照。

物及び徘徊動物並びに動物保護に関する 1999 年 1 月 6 日の法律<sup>(17)</sup> 第 22 条により、処罰が最高で拘禁刑 2 年及び罰金 200,000 フランの併科へと引き上げられ<sup>(18)</sup>、2004 年には、動物に対する性的な (de nature sexuelle) 虐待も処罰対象に加えられた<sup>(19)</sup>。

なお、動物虐待に関する処罰は、農事・海洋漁業法典にも定められており、動物の販売等を行う施設が、その保護する動物に対して虐待を行った場合、当該施設の管理者には最高で拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロが併科される (同法典 L. 第 215-11 条)<sup>(20)</sup>。

## (2) 商業目的での動物の使用に関する規定

フランスでは、元々、「家畜ではない種の動物を所持する施設 (établissement détenant des animaux d'espèces non domestiques)」には、環境法典 L. 第 413-2 条及び L. 第 413-3 条による施設責任者に対して、所持する動物の世話に関する能力及び施設の設備等についての条件等が課されていた。この施設のカテゴリーには、①家畜ではない種<sup>(21)</sup>の動物 (以下「非家畜動物」)<sup>(22)</sup>の飼育、販売、レンタル、一時収容を行う施設及び②非家畜動物を公開するための施設が該当する<sup>(23)</sup>。これらの施設のうち、クジラ目の動物を所持する施設には、生きているクジラ目の動物を収容する施設が満たすべき運営規則、管理及び特徴に関する 1981 年 8 月 24 日のアレテにより、建物及び設備、所持する動物の数、衛生管理等に関する条件も課せられた<sup>(24)</sup>。

また、非家畜動物を所持する施設で「移動興行 (spectacle itinérant)」に該当する行為を行う場合、移動興行施設における家畜ではない種の生きている動物の所持及び使用の条件を定める 2011 年 3 月 18 日のアレテにより、さらなる規制が課された<sup>(25)</sup>。「移動興行」は、「複数の場所において行われる、又はその通常収容されている場所の外への動物の移動を必要とする興行」(同アレテ第 1 条) のことで移動サーカスやスタジオセットでのテレビ番組撮影を含む、固定された施設以外でのイベントやショーへの動物の参加は、全てこれに該当する。移動興行を行

(17) Loi n° 99-5 du 6 janvier 1999 relative aux animaux dangereux et errants et à la protection des animaux. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000558336>>

(18) この罰金額は、ユーロの導入 (前掲注 (11) 参照) に伴い、2002 年に 30,000 ユーロに改められた。

(19) 犯罪の進化に対する司法の適応に関する 2004 年 3 月 9 日の法律 (Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000249995>>) 第 50 条による。

(20) 農業及び食品部門の商業関係の均衡並びに健康的、持続可能及び全ての者が入手可能である食品のための 2018 年 10 月 30 日の法律 (Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037547946>>) 第 67 条による。それ以前は、拘禁刑 6 か月及び罰金 7,500 ユーロの併科であった。

(21) 種とは、生物の自然分類における基本的な単位。自然界で自由に交配し、さらに健全な子孫が代々にわたって生存し得る関係をもつ個体全体が種という単位である。例えば、イヌはシェパード・スピッツ・秋田犬等があるが、相互に交配でき、子も健全に育つため、同じ種である。しかし、トラとライオンは人為的に交配させれば子を産むが一代限りであり、自然界では交配しないので、別々の種である。「種」『旺文社 生物事典』(ジャパンナレッジ版)

(22) 非家畜動物には、家畜動物の種、品種又は変種の一覧を定める 2006 年 8 月 11 日のアレテ (Arrêté du 11 août 2006 fixant la liste des espèces, races ou variétés d'animaux domestiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000789087>>) の附則に定められる動物以外の全ての動物が該当する。

(23) 非家畜動物を有する場合には、動物園、水族館及びサーカスも、これに該当する。

(24) Arrêté du 24 août 1981 relatif aux règles de fonctionnement, au contrôle et aux caractéristiques auxquelles doivent satisfaire les installations abritant des cétacés vivants. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000286482>> なお、アレテは日本の省令に相当する。

(25) Arrêté du 18 mars 2011 fixant les conditions de détention et d'utilisation des animaux vivants d'espèces non domestiques dans les établissements de spectacles itinérants. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000023816607>>

う施設は、上述のアレテにより、非家畜動物を所持する施設に課される上述の規制に加えて、事故の予防、動物の飼育及び収容施設等に関する諸規定に従わなければならないとされ、また、移動興行での非家畜動物の使用には、県の許可が必要とされた。ただし、非家畜動物のテレビ番組への出演自体には、ほとんど規制が課されていなかった<sup>(26)</sup>。また、移動興行を行う施設におけるクマの所持には、その収容方法及び収容設備に関してさらなる規制が課されており、例えば、各興行の間の期間中、施設は、クマを収容するための屋内及び屋外の固定された設備を用意しなければならないとされた。

## 2 動物保護をめぐる近年の諸問題

2021年動物保護法が制定された背景として、①動物虐待への処罰について、制度の運用が不十分であること<sup>(27)</sup>、②インターネットの発達に伴う、現行制度では適切に対応できない問題の発生、③科学研究の進捗が挙げられる。

②について、具体的には、ウェブサイトの広告の問題<sup>(28)</sup>やインターネットで販売された動物を郵送する販売サイトの問題がある。インターネット経由での動物の譲渡<sup>(29)</sup>は、取締りが難しいため、希少種の取引等の不正取引及び外来種の愛玩動物ブームを助長し得るといわれる。このほか、対面での譲渡であれば、被譲渡者がその動物の性格や飼育上のアドバイスを聞くことができるが、オンライン販売ではそれが困難であるというデメリットもあるという<sup>(30)</sup>。さらに、インターネットの発達により動物ポルノ (zoopornographique) コンテンツの作成及び閲覧が容易になったことも問題視されている。動物ポルノコンテンツについては、2021年動物保護法以前の制度では、処罰が定められていなかったため、適切に処罰することができなかった<sup>(31)</sup>。

また、③について、近年、動物が意識を持つことを科学的に証明する研究が行われている。例えば、2012年7月の「意識に関するケンブリッジ宣言」<sup>(32)</sup>は、動物も意識を持ち、意図的に行動する能力を有すると発表し、2017年4月には、欧州食品安全機関 (European Food

(26) ただし、視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA) により番組内容を管理され、例えば、動物に対する残酷なシーンを含むテレビ番組は、放送時間を制限され、又は放送を禁じられ得る。なお、CSAは、2022年1月に視聴覚・デジタル通信規制機関 (Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique: ARCOM) に改組された。奈良詩織「【フランス】オンライン上での文化作品へのアクセスに関する法律」『外国の立法』No.290-2, 2022.2, pp.18-19. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12088687\\_po\\_02900208.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12088687_po_02900208.pdf?contentNo=1)>

(27) 例えば、2007年から2017年までの間に、動物虐待について有罪判決が下された事案は、1,000件程度とされる。Chain-Larché, *op.cit.*(8), p.8. また、2021年動物保護法以前の制度では、動物虐待で有罪判決を受けた者のうち、拘禁刑と罰金刑を併科されるのは動物に対する深刻な虐待又は残虐行為を行った者のみで、その他の動物虐待又は動物の生命に対する侵害に科されるのは罰金刑のみであった。Loïc Dombrevail, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 3791, 2021.1.20, p.11. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-eco/l15b3791\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-eco/l15b3791_rapport-fond.pdf)>

(28) 例えば、2020年、フランスの掲示板サイト Le Bon Coin website <<https://www.leboncoin.fr/>> に、およそ42万匹の犬及び猫の譲渡の広告が掲載されたが、その半数近くが違法な広告か詐欺広告と考えられ得るものであった。ibid.

(29) フランスでは、愛玩動物の譲渡 (cession) には、有償譲渡である販売 (vente) と無償譲渡の2種類があり、特に販売は、「その動物から生まれた繁殖用の雌を所持せずに、愛玩動物を有償で譲渡すること (cession à titre onéreux)」(農事・海洋漁業法典L.第214-6条)と定義され、主にペットショップでの販売活動がこれに該当する。本稿では、この定義に倣って「販売」と「無償譲渡」を使い分け、単に「譲渡」と表記する場合には、この両者を含むものとする。“Céder un animal en tant que particulier: quelles sont les démarches à effectuer?” I-CAD website <<https://www.i-cad.fr/articles/ceder-un-animal-vente-don>>

(30) Chain-Larché, *op.cit.*(8), p.82.

(31) *ibid.*, p.8.

(32) “The Cambridge Declaration on Consciousness,” 2012.7.7. Francis Crick Memorial Conference 2012 website <<https://fcmconference.org/img/CambridgeDeclarationOnConsciousness.pdf>>

Safety Authority) も同一の趣旨の報告書を公表した<sup>(33)</sup>。この科学研究の成果により、動物を保護し、その幸せを保障すべきであるという主張が補強された。以上の背景から、制度を改め、動物の保護を強化する必要性が生じたため、2021年動物保護法が制定されることになった。

## II 2021年動物保護法の制定と構成

### 1 審議経過

当該法律案は、2020年12月14日にフランス下院に提出された。同法律案については、2021年1月29日に下院第一読会で修正の上可決され、同年9月30日に上院第一読会でさらなる修正の上可決された後、両院協議会が開催された<sup>(34)</sup>。2021年10月21日に両院協議会で作成された法律案の成案が2021年11月16日に下院再審議で、次いで同月18日に上院再審議で可決された。同月30日、大統領審署を経て2021年動物保護法が制定され、同年12月1日に公布され、一部を除いて翌2日に施行された。

### 2 構成

本法律は、愛玩動物及びウマ科の動物（以下「ウマ」）の所持条件の厳格化（第1節）、家畜動物等に対する虐待行為への制裁の強化（第2節）、移動興行を行う施設における野生動物の飼育又は使役等の禁止（第3節）、毛皮製品用のアメリカミンクの繁殖の禁止（第4節）の全4節50か条から成る（表1）。本法律は、農事・海洋漁業法典、環境法典、刑法典等の規定を改正し、又は創設する（表2）。

表1 2021年動物保護法の構成

第1節	愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件（第1条～第25条）
第2節	家畜動物に対する虐待との闘いにおける制裁の強化（第26条～第45条）
第3節	商業目的で使用される野生種の捕獲の終了（第46条～第49条）
第4節	毛皮製品用のアメリカミンクの繁殖の終了（第50条）

（出典）動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための2021年11月30日の法律第2021-1539号を基に筆者作成。

表2 2021年動物保護法による被改正法

条文番号	被改正法
第1条	【農事・海洋漁業法典】L. 第211-10-1条（新設）、L. 第214-8条
第2条	【農事・海洋漁業法典】L. 第212-13条、L. 第215-3-1条
第3条	【農事・海洋漁業法典】L. 第212-10条
第4条	【農事・海洋漁業法典】L. 第212-12-1条
第5条	【農事・海洋漁業法典】L. 第212-2条、L. 第212-7条
第6条	【農事・海洋漁業法典】L. 第215-14条
第7条	【農事・海洋漁業法典】L. 第211-24条、L. 第211-25条、L. 第275-2条、L. 第275-5条、L. 第275-10条
第8条	【農事・海洋漁業法典】L. 第214-6-1条

(33) Pierre Le Neindre et al., « Animal consciousness » *EFSA*; 14(4), 2017.4. <<https://doi.org/10.2903/sp.efsa.2017.EN-1196>>

(34) 同法律案には、審議促進手続（procédure accélérée. 先議の院で法律案提出から6週間、後議の院で法律案の送付後4週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則を適用しないことを認める手続（フランス憲法（1958年制定）第42条第4項）が採用された。

条文番号	被改正法
第9条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-6-4 条 (新設)
第10条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-6 条、L. 第 214-6-5 条 (新設)、L. 第 214-6-6 条 (新設)
第12条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 211-27 条、L. 第 275-2 条、L. 第 275-5 条、L. 第 275-10 条
第13条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 211-27 条
第14条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 413-1A 条 (新設)
第15条・第16条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-6-3 条
第17条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 206-2 条、L. 第 215-10 条、L. 第 236-1 条、L. 第 236-5 条
第18条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-8 条、L. 第 214-8-2 条 (新設)、L. 第 215-15 条 (新設)
第19条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-8-1 条
第20条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-8 条
第21条	【農事・海洋漁業法典】 L.212-9-1 条 (新設)
第22条	【スポーツ法典】 L. 第 241-4 条
第23条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 213-10 条 (新設)
第24条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-10-1 条 (新設)
第24条・第38条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 215-11 条
第25条	【教育法典】 L. 第 312-15 条
第26条・第28条～ 第30条・第32条・ 第43条	【刑法典】 第 521-1 条
第27条	【刑法典】 第 522-1 条、第 522-2 条 (新設)
第31条	【刑法典】 第 131-5-1 条
第33条	【刑法典】 第 311-4 条
第34条	【刑事訴訟法典】 第 99-1 条
第35条	【刑事訴訟法典】 第 230-19 条
第36条	【社会福祉・家族法典】 L. 第 221-1 条、L. 第 226-3 条
第37条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 214-23 条
第39条	【刑法典】 第 521-1-2 条 (新設)
第40条	【刑法典】 第 227-24 条
第41条	【刑法典】 第 226-14 条
第42条	【農事・海洋漁業法典】 L. 第 241-5 条
第43条	【刑法典】 第 521-1-1 条 (新設)
第44条	【刑法典】 第 521-1-3 条 (新設)
第45条	【刑事訴訟法典】 第 706-47 条
第46条	【環境法典】 L. 第 413-9 条～L. 第 413-12 条 (新設)
第47条	【環境法典】 L. 第 413-1-1 条 (新設)
第48条	【環境法典】 L. 第 413-13 条 (新設)
第49条	【環境法典】 L. 第 413-14 条 (新設)
第50条	【環境法典】 L. 第 214-9-1 条 (新設)

(注) 表中、2021年動物保護法により新設された条文には「(新設)」を付した。条文番号のみのものは、同法により条文の一部を改正されたもの、条文中に規定を追加されたもの又は条文中の規定を削除されたものである。(出典) 動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための2021年11月30日の法律第2021-1539号を基に筆者作成。

### Ⅲ 2021年動物保護法の主な内容

#### 1 愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件 (第1節)

本法律第1節中の第1条は、譲渡により、本法律の制定後に初めて愛玩動物を入手する者に

対して、当該動物を飼育するにあたり生じる義務を負うこと及び当該動物種に特有の欲求 (besoin) に関する知識を有することの保証書への署名を入手時に義務付ける (農事・海洋漁業法典 L. 第 214-8 条)<sup>(35)</sup>。また、2022 年 12 月 1 日以降、職業活動に付随せずウマを所持する者も入手時に上述の保証書に署名しなければならない (同法典 L. 第 211-10-1 条)。これらは、入手者のその動物に対する責任への意識を高め、動物虐待行為及び動物の遺棄を予防し、衝動的な購入を制限することを目的とする<sup>(36)</sup>。

第 3 条は、愛玩動物として飼育される犬及び猫の個体識別義務の対象を拡大する (同法典 L. 第 212-10 条)。フランスでは、愛玩動物としての犬、猫及びフェレットの譲渡者に、その個体の識別を義務付けている<sup>(37)</sup>。本法律以前は、1999 年 1 月 6 日以降に生まれた生後 4 か月以上の犬、2012 年 1 月 1 日以降に生まれた生後 9 か月以上の猫及び 2021 年 11 月 1 日以降に生まれた生後 7 か月以上のフェレットが対象であった。しかし、誕生時期による限定があるために、フランスにいる犬のうち 12%、及び猫のうち 54% が個体を識別されていないとされていた。そのため、第 3 条による改正で犬及び猫についてはこの生年月日による限定を削除し、犬については生後 4 か月以上、猫については生後 9 か月以上の個体に識別義務が拡大された。これにより、本法律以前は識別対象外として個体を識別されていなかった高齢の犬及び猫も全て、識別義務の対象となる。

第 15 条は、2024 年 1 月 1 日以降、ペットショップでの犬又は猫の販売を禁じ、ペットショップでは、捨てられた、又は所有者が不明の犬又は猫の引取り手を募集するための展示を行うと規定する (同法典 L. 第 214-6-3 条)。展示される犬又は猫は、動物保護団体が保護している犬又は猫で、当該団体とペットショップが連携して、これらの犬又は猫を展示する。ペットショップでの犬又は猫の販売を禁じて飼育希望者はいなくなることから、愛玩動物がオンラインでの売買の増加<sup>(38)</sup>に伴う不正取引の増加を予防するために、上記の内容が定められた。また、第 16 条は、騒音にさらされる、通行人が動物の気を引こうとして動物を刺激する等の動物にとっての不都合を解消するために、ペットショップにおいて、路上に面したショーウィンドウに動物を展示することを禁ずる (同 L. 第 214-6-3 条)。

第 18 条は、オンラインでの愛玩動物の譲渡を原則として禁ずる (同法典 L. 第 214-8 条)。例外として、愛玩動物の譲渡に関する必要事項<sup>(39)</sup>、動物の入手に関する被譲渡者向けの啓発

(35) 本法律以前は、愛玩動物の譲渡に関して、譲渡者には、被譲渡者への必要書類の手交、生後 8 週間未満の犬又は猫の譲渡禁止等の義務が課されていたが、被譲渡者に課される義務は限定的であった。

(36) 以下、改正理由については、本法律の審議において、上下各院の第一読会及び両院協議会の際に提出された報告書 (Dombrevail, *op.cit.*(27); Chain-Larché, *op.cit.*(8)) 並びに修正案を参照した。

(37) 個体の識別は、マイクロチップの装着又は識別番号のタトゥーにより行われる。識別番号は、所有者の名前及び住所と共に肉食家畜動物識別全国ファイル (fichier national d'identification des carnivores domestiques) に登録される。“Avoir un chien ou un chat: quelles sont les règles?” 2021.12.9. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34877>> なお、フェレットは、食肉目イタチ科の哺乳類で、主にヨーロッパでネズミの駆除やアナウサギ狩りに使われてきたイタチに似て、全身白色の家畜化された動物。「フェレット」『世界大百科事典』(ジャパナレッジ版)

(38) フランスでは、オンラインでの販売業者が増加している。その背景には、愛玩動物の店舗での販売には販売業者、販売施設、スタッフの能力等について厳しい条件が課されていた一方で、オンラインでの販売にはほとんど制限がないことが挙げられる。下院第一読会において、ペットショップでの販売を全面的に禁ずるという修正案が可決されたが、上院第一読会において、ペットショップでの販売禁止によりオンラインでの取引に移行して不正取引が増加することが懸念されたため、上記の内容に再度修正された。

(39) 犬又は猫の譲渡に関する広告は全て、その動物の年齢、血統書への登録の有無等を記載しなければならない (農事・海洋漁業法典 L. 第 214-8-1 条)。また、販売の場合には、繁殖業者又はペットショップの登録番号を、無償譲渡の場合には、寄贈であること又は無償であることを記載しなければならない。同法典 L. 第 214-8 条は、これらの情報が、愛玩動物の譲渡に関する広告にも記載されなければならないことを定める。



メッセージ及び所持者の情報を掲載することを条件として、愛玩動物のために設けられたウェブサイトの特別欄 (rubrique spécifique) を用いて、オンラインでの愛玩動物の譲渡を行うことが認められる。ただし、「ご満足いただけない場合は返金します (satisfait ou rembourser)」と記載することは禁じられる。また、オンラインでの愛玩動物の販売については、犬又は猫の繁殖活動<sup>(40)</sup>を行う者及び商業活動として愛玩動物を販売する者にのみ認める。

第20条は、両親又は親権者の同意のない未成年者への愛玩動物の譲渡を禁ずる。これにより、愛玩動物の被譲渡者について、両親又は親権者の同意を必要とする者の年齢は、16歳未満から18歳未満に引き上げられる(同法典L.第214-8条)。改正の主な理由は、①16歳以上であっても、未成年者は、動物の引取りと保護に係る責任を自覚できるほどに必ずしも成熟しているわけではないこと、②未成年者は金銭的に独立しているとはいえないこと、③未成年者の生活環境は変化し続けるため動物の放置や遺棄のリスクが高いことである。

第24条は、ポニー等の生きているウマを利用したメリーゴーラウンド<sup>(41)</sup>を禁じ、違反者に拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを併科する(同法典L.第214-10-1条)。このようなメリーゴーラウンドは、動物から移動の自由を奪うこと、休息が少ないこと、ウマ同士の距離が非常に近く、心理的苦痛から互いに傷つけあう可能性があることから、動物の幸せに反するものであると問題視されていたが<sup>(42)</sup>、本法律以前は明確に禁じられていなかった<sup>(43)</sup>。

第25条は、若者の動物倫理<sup>(44)</sup>への関心を高めるために、普遍的国民奉仕 (service national universel)<sup>(45)</sup>の選択項目及び初等・中等教育<sup>(46)</sup>の道徳・公民教育(教育法典L.第312-15条)に、愛玩動物の動物倫理に関する内容を加える<sup>(47)</sup>。

## 2 家畜動物への虐待に対する制裁の強化 (第2節)

フランスでは、家畜動物等に対する虐待行為は、刑法典第521-1条に基づいて処罰される。本法律第2節中の6か条(第26条、第28条～第30条、第32条、第43条)により、同第521-1条が改正された。

(40) 犬又は猫の繁殖 (élevage) は、「少なくとも一匹の繁殖用の雌を所持し、少なくとも一匹の犬又は猫を有償で譲渡する活動」と定義される(農事・海洋漁業法典L.第214-6-3条)。

(41) このようなメリーゴーラウンドは、見本市等で設置されることが多く、ウマを固定具で回転式装置に繋いで、機械仕掛けのメリーゴーラウンドのように輪になって歩かせるものである。

(42) Chain-Larché, *op.cit.*(8), pp.108-109.

(43) このようなメリーゴーラウンドの運営者は、動物保護に関する一般原則(農事・海洋漁業法典L.第214-1条)を始めとする諸規則を完全に遵守しているとは言えないという指摘もある。*ibid.*

(44) 人間以外の「動物」に対する人間のあるべき関わり方又は正当化され得るふるまい方をめぐる考え・思想、またそれを研究する学問領域のこと。「動物倫理(学)[哲学/現代思想]」『情報・知識 imidas』(ジャパナレッジ版)

(45) エマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領の下、2019年に導入された、15歳から17歳までの若者を対象とする、共和国の基盤を伝え、国民の団結を強化し、若者の社会への参入を促進するためのプログラム。内容は、①居住地以外の県における2週間の共同生活 (séjour de cohésion) 及び②年間で84時間以上のボランティア活動 (mission d'intérêt général) で、参加にかかる費用は、全て国が負担する。“Le service national universel.” Service National Universel website <<https://www.snu.gouv.fr/le-service-national-universel-29>>

(46) フランスの初等教育は、小学校 (école élémentaire) で行われ、6歳から5年間の義務教育である。前期中等教育は、11歳から4年間、コレージュ (collège. 日本の中学校に相当する) で行われ、後期中等教育は主にリセ (lycée. 日本の高等学校に相当する) で行われる。リセには、普通・技術リセ (lycée général et technologique) 及び職業リセ (lycée professionnel) がある。豊田透「フランスにおける教育改革—コレージュ(中学校)の改革を中心に—」『レファレンス』800号, 2017.9, p.12. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10954497\\_po\\_080003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10954497_po_080003.pdf?contentNo=1)>

(47) 本法律以前の制度では、生物学、文化史又は環境保護という観点からは動物を取り上げていたものの、人間と動物の関係又は動物保護という観点からは取り上げられていなかった。

まず、第 26 条、第 29 条及び第 30 条は、家畜動物等に対する重大な虐待若しくは残虐行為又は家畜動物等の遺棄への処罰を引き上げ、最高で拘禁刑 3 年及び罰金 45,000 ユーロの併科とする<sup>(48)</sup>。重大な虐待又は残虐行為については、①未成年者の面前で行われる場合、②動物の所有者により行われる場合又は③公務員により、その所持する動物に対して行われる場合<sup>(49)</sup>、処罰を最高で拘禁刑 4 年及び罰金 60,000 ユーロの併科にさらに引き上げる。また、これらの行為が動物に死をもたらした場合、処罰を最高で拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロの併科に引き上げる。一方、家畜動物等の遺棄については、第 28 条により、それが動物に「直接の (immédiat)、又は差し迫った (imminent) 死のリスクを呈する」<sup>(50)</sup>ものである場合、処罰を最高で拘禁刑 4 年及び罰金 60,000 ユーロの併科に、遺棄により動物が死に至った場合、処罰を最高で拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロの併科に、それぞれ引き上げる。また、第 32 条は、これらの行為により有罪となった者に科される補充刑<sup>(51)</sup>のうち、虐待行為を助長するような職業活動及び社会活動の禁止について、その期間を「5 年以上」から「5 年を超えない期間」に改める。

一方、家畜動物等に対する性的虐待<sup>(52)</sup>について、第 43 条は、法文上、これをその他の虐待行為と区別する(同法典第 521-1-1 条)。加害者に科される処罰は、重大な虐待又は残虐行為(同法典第 521-1 条)の場合と同様に、最高で拘禁刑 3 年及び罰金 45,000 ユーロに引き上げられ、補充刑として、動物の所持並びに虐待行為を助長するような職業活動及び社会活動の永久禁止が言い渡され得る。また、このような性的虐待が①集団で行われる場合、②未成年者の面前で行われる場合又は③動物の所有者により行われる場合には、いずれの場合も処罰を最高で拘禁刑 4 年及び罰金 60,000 ユーロの併科に引き上げる。なお、家畜動物等に対する必要な治療や人工授精は、性的虐待とはみなされない。このほか、第 39 条は、家畜動物等に対する性的虐待を含む虐待行為を録画することに最高で拘禁刑 3 年及び罰金 45,000 ユーロを併科し(同法典第 521-1-2 条)、第 44 条は、動物に対する性的虐待行為の提案又は要請に、最高で拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロを併科する(同法典第 521-1-3 条)<sup>(53)</sup>。

### 3 商業目的での野生種の飼育又は使役等の禁止(第 3 節)

商業目的での動物の使用には、既に様々な制限が課されていたが、本法律第 3 節は、その中でも特に移動式サーカス、水族館、ディスコ (discothèque)<sup>(54)</sup> 及びテレビ番組等における野生

(48) 本法律以前の処罰は、最高で拘禁刑 2 年及び罰金 30,000 ユーロの併科であった(前掲注(18)参照)。

(49) 国家警察 (Police Nationale) 及び国家憲兵隊 (Gendarmerie Nationale) が所持する犬又は馬の保護を目的とする。国家警察及び国家憲兵隊は、いずれもフランスにおける国家の警察組織で、人口 20,000 人以上をおおよその基準として、国家警察が都市部を、国家憲兵隊がその他の地域を管轄する。豊田透「フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り」『外国の立法』No.269, 2016.9, p.4. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10193086\\_po\\_02690002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10193086_po_02690002.pdf?contentNo=1)>

(50) 下院第一読会の審議の段階では、同条において加重事由に該当する場合が一覧に列挙されていた。最終的な条文で具体的な事例の列挙を回避した理由は、加重事由の規定が厳密に解釈され、適切に処罰されない事態を回避するためである。加重事由に該当するか否かの判断は、裁判官に委ねられる。

(51) 家畜動物に対する虐待行為で有罪となった者に科される補充刑 (peine complémentaire) は、①動物の所持の禁止、②その活動が虐待行為を助長する場合には職業活動及び社会活動の禁止、③所有者が有罪になった場合又は不明の場合には虐待を受けた動物の没収の 3 種類 (刑法典第 131-5-1 条)。なお、補充刑とは、主刑を補充するもので、自然人に科す場合、禁止、失権、権利無能力又は権利の取消、物の移動禁止又は没収、事業所閉鎖、新聞等への判決の掲示がある。山口編 前掲注(10), p.423。

(52) 改正後の条文では、「性的な虐待」から「性的侵害 (atteinte sexuelle)」へと表記が変更された。

(53) 例として、出会い系サイト上での、動物性愛のために動物を使用するようという提案又は要請が挙げられる。

(54) 第 48 条により、「その第一の役割が、私的なイベントの一環としてであっても、主に音楽及びダンスの放送

動物の使用等を禁ずる。

第46条は、移動サーカス等の「移動施設 (établissement itinérant)」について、非家畜動物の①公開のための入手、商品化及び繁殖、②所持、輸送及び興行を禁ずる(環境典L.第413-10条)。①は2023年12月1日から、②は2028年12月1日から施行される。①及び②の対象となる動物を所有する移動サーカスに対しては、動物の引取先に関する提案がなされるものとし、適切な引取先がない場合には当該サーカスはその動物を継続して所持することが認められる。また、クジラ目の動物を所持する施設のうち、主にイルカ又はシャチ(以下「イルカ等」)を所持する水族館について、2026年12月1日から、イルカ等が参加するショー、イルカ等と公衆との直接の触れ合い並びにイルカ等の水槽内での飼育及び繁殖を禁ずる(同法典L.第413-12条)。ただし、捕獲された野生動物のためのシェルター若しくは保護区において、又は科学研究の一環としてならば、イルカ等を飼育し、及び繁殖させることが認められる。

このほか、第48条は、①ディスコ又はイベントにおいて、動物を伴う興行を行うこと及び②2023年12月1日から、テレビ放送のバラエティー番組又は試合において野生の非家畜動物を使用することを禁ずる(同法典L.第413-13条)。第49条は、クマ及びオオカミ<sup>(55)</sup>について、移動興行への参加を目的とする①所持、②入手及び繁殖を禁ずる(同法典L.第413-14条)。①は2023年12月1日から施行される。

#### 4 毛皮製品用のアメリカミンク等の繁殖の禁止(第4節)

本法律第4節の第50条は、毛皮製品のためにのみ繁殖されるアメリカミンク<sup>(56)</sup>及びその他非家畜動物の繁殖を禁じ、特にアメリカミンクについて、繁殖施設の新設、拡大及び譲渡を禁ずる(農事・海洋漁業法典L.第214-9-1条)。なお、本法律制定以前の制度において、アメリカミンクを繁殖させる場合には、同法典L.第214-1条のほかに、複数の条約、欧州指令<sup>(57)</sup>及びフランス国内の法令<sup>(58)</sup>の規定を遵守しなければならない等厳しい制約が課せられていたこともあり、1960年代には国内に300か所近くあったアメリカミンクの繁殖施設は、本法律制定時点で1か所のみであった<sup>(59)</sup>。

のための集会を目的として公衆を受け入れる、閉ざされた又はアクセスが制限された全ての場所」と定義される。

(55) 前述のとおり、移動興行を行う施設におけるクマの所持については、複数の規制が課されている一方で、同施設におけるオオカミの所持については、特に規制は行われていなかった。

(56) アメリカミンク(学名: Neovison vison)は、北アメリカ原産の食肉目イタチ科の動物。「アメリカミンク」自然環境研究センター編著『最新日本の外来生物』平凡社、2019、p.61。

(57) European Convention for the protection of animals kept for farming purposes. <<http://data.europa.eu/eli/convention/1978/923/oj>>; Council Directive 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of animals kept for farming purposes. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1998/58/oj>>; Council Directive 93/119/EC of 22 December 1993 on the protection of animals at the time of slaughter or killing. <<http://data.europa.eu/eli/dir/1993/119/oj>>

(58) Loi n° 2001-6 du 4 janvier 2001 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire en matière de santé des animaux et de qualité sanitaire des denrées d'origine animale et modifiant le code rural. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000587517>>; Arrêté du 5 juin 2000 relatif au registre d'élevage. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000583065>>; Arrêté du 25 octobre 1982 relatif à l'élevage, à la garde et à la détention des animaux) <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000864910>>; Arrêté du 15 septembre 1986 fixant les règles techniques auxquelles doivent satisfaire au titre de la protection de l'environnement les élevages d'animaux carnassiers à fourrure. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006074852>>

(59) フランスで最後のアメリカミンクの繁殖施設は、ノルマンディー州(Normandie)オルヌ県(Orne)にあったが、同繁殖施設も閉鎖される予定である。“Orne. Interdit, le dernier élevage de visons français attend des compensations financières,” 2021.12.2. Ouest france website <<https://www.ouest-france.fr/normandie/rives-dandaine-61140/orne-interdit-le-dernier-elevage-de-visons-francais-attend-des-compensations-financieres-8a2ddb4e-5387-11ec-b53a-77eefdd898ae>>

## おわりに

2021年動物保護法により、フランスにおける動物保護制度は大きく前進したが、一方で、闘牛や猟犬を用いて騎馬で行う狩猟(chasse à courre)の禁止等、動物保護上の検討すべき課題は多く残っているという指摘もある<sup>(60)</sup>。特に、本法律では取り上げられなかったものとして、動物の法的地位に関する議論がある。例えば、農事・海洋漁業法典L.第214-1条は、動物を「感覚ある存在(être sensible)」とし、「所有者により、その種の生物学的要請(impératifs biologiques)と両立し得る条件下に置かれなければならない」と定める<sup>(61)</sup>。また、1994年に刑法典に新設された動物虐待罪に関する第521-1条及び第521-2条は、第5編「その他の重罪及び軽罪」<sup>(62)</sup>第2章第1節「動物に対する重大な虐待又は残虐行為」として法定化され、現在に至る。それ以前は、動物虐待罪に関する刑法典旧第453条は、第3編第2章中第1節「財産に対する重罪及び軽罪」に含まれていたことから、動物は、刑法典上、もはや「財産」ではなく、「人」でも「物」でもない、独立した保護の対象へと改められたと解釈できるという指摘がある<sup>(63)</sup>。

一方、民法典については、2015年に第515-14条が新設され<sup>(64)</sup>、その第一文により、動物は「感覚を備えた生物(êtres vivants doués de sensibilité)」と定められたものの、同条第二文は、「動物保護に関する法律を留保して、動物は財(biens)に関する制度に従う」と規定する<sup>(65)</sup>。この規定は、動物虐待を厳しく罰する刑法典の規定及び動物を「感覚ある存在」と定める農事・海洋漁業法典L.第214-1条とは矛盾しているという批判がある<sup>(66)</sup>。

日本では、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」)において、動物を「命あるもの」として、適正に取り扱うことを定めている(第2条)。一方、特に愛玩動物については、発生数は減少傾向にあるものの、飼育放棄、遺棄、殺処分、多頭飼育崩壊等の問題が指摘されている<sup>(67)</sup>。また、アカミミガメやアメリカザリガニのような外来種の動物が遺棄されることで、水辺の生態系に影響を与える、又は農作物に被害を与える等の

(60) Jacques Leroy, “Renforcement de la lutte contre la maltraitance animale et du lien entre les animaux et les hommes: Loi n° 2021-1539 du 30 novembre 2021,” *La semaine juridique – Edition générale*, N° 3, 13 décembre 2021, p.1339.

(61) 自然保護に関する1976年7月10日の法律第9条が、2000年6月に農事法典(Code rural. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071366](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071366)>) L.第914-1条として法典化され、同年9月に現行条文に改められた。

(62) 1994年当時の刑法典は、第1編「一般規定」、第2編「人に対する重罪及び軽罪」、第3編「財に対する重罪及び軽罪」、第4編「国民、国家及び公共の治安」、第5編「その他の重罪及び軽罪」の5編で構成されていた。現在は、第4編の2「戦争に関する重罪及び軽罪」、第6編「違警罪」及び第7編「海外領土に関する規定」が追加され、全8編で構成されている。

(63) 青木人志「動物愛護と伝統の狭間—フランス刑法における闘牛の扱い—」『一橋論叢』119(1), 1998.1, p.28. <<https://doi.org/10.15057/10676>>

(64) 司法及び国内の事件の分野における権利及び手続の近代化及び簡素化に関する2015年2月16日の法律(Loi n° 2015-177 du 16 février 2015 relative à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000030248562>>) 第2条による。

(65) このほか、民法典では、動物は「用途による不動産(immeuble par destination)」(第524条)又は「性質による動産(meubles par leur nature)」(第528条)の一つと定められる。

(66) 吉井啓子「民法における動物の地位」『伊藤進先生傘寿記念論文集』編集委員会編集『現代私法規律の構造—伊藤進先生傘寿記念論文集—』第一法規, 2017.2, pp.232-233.

(67) 「II 新聞報道された動物の虐待等の事例」『平成30年度動物の虐待事例等調査報告書』2018, pp.17-20. 環境省ウェブサイト <[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3103b/02.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b/02.pdf)>; 「ペットと共生 山口で加速 殺処分率、8年で92.1→10.8% 京都市「最後まで飼う」徹底(データで読む地域再生)」『日本経済新聞』2022.5.7, p.2.

問題も起こっているとされる<sup>(68)</sup>。

これらの問題への対応として、例えば、これまでに計4回改正されている「動物愛護法」には、その3回目の改正（2012年9月5日公布、2013年9月1日施行）で、動物の所有者の責務としての「終生飼養」が明記され、多頭飼育の適正化に関する規定が盛り込まれた。また、4回目の改正（2019年6月19日公布、一部除き2020年6月1日施行）は、2022年6月1日から、犬又は猫の販売業者に販売用の各個体へのマイクロチップの装着を義務付ける。これには、犬又は猫が迷子になった際に飼い主を見つけやすくする、遺棄を防止する等の狙いがある。

アカミミガメ及びアメリカザリガニは、「特定外来生物」<sup>(69)</sup>への指定が長らく検討されていたが、これらの動物は国内で既に広く飼育されており、「特定外来生物」に指定して飼育を規制することで大量に遺棄される恐れがある。このため、「特定外来生物」には指定せず、新たな個体の輸入・販売、野外への放出を禁ずることとし<sup>(70)</sup>、終生飼養の徹底が呼び掛けられている。

また、2019年6月28日には、「愛玩動物看護師法」（令和元年法律第50号、2020年5月1日施行）が公布され、民間団体による認定資格「認定動物看護師」が新たな国家資格「愛玩動物看護師」に移行した。その業務として、愛玩動物の診療補助、入院時の世話のほか、多頭飼育崩壊等の問題に対応するために適正な飼養に関する助言等を行うことが想定されている<sup>(71)</sup>。このような動物保護の取組を継続する上で、フランスにおける動物保護に関する議論は、日本とは大きく異なるものの、一部重なる部分もあり、今後の動向が注目される。

（なら しおり）

(68) 「アカミミガメ」2022.5.27. 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/akamimi.html>>

(69) 「特定外来生物」は、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものから指定される。「どんな法律なの？」同上 <<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>>

(70) 2022年5月11日、アカミミガメ及びアメリカザリガニの新たな個体の輸入・販売、野外への放出を禁ずる「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第四六号）が成立した。

(71) 「愛玩動物看護師」2022.6.23. 農林水産省ウェブサイト <[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu\\_kango/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html)>



# 動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための 2021年11月30日の法律第2021-1539号

Loi n° 2021-1539 du 30 novembre 2021 visant à lutter contre la maltraitance animale et conforter le lien entre les animaux et les hommes

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 奈良 詩織 訳

## 【目次】

- 第1節 愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件（第1条～第25条）
- 第2節 家畜動物に対する虐待との闘いにおける制裁の強化（第26条～第45条）
- 第3節 商業目的で使用される野生種の捕獲の終了（第46条～第49条）
- 第4節 毛皮製品用のアメリカミンクの繁殖の終了（第50条）

## 第1節 愛玩動物及びウマ科の動物の所持条件（第1条～第25条）

### 第1条

I. 農事・海洋漁業法典<sup>(1)</sup>第2編第1章を次のように改正する。

1° 第1節第1款の末尾に次のL.第211-10-1条を加える。

「L.第211-10-1条 ウマ科の動物の所持者<sup>(2)</sup>は全て、当該種に特有の欲求 [besoin] に関する知識を [有することを] 証明する。

「[当該ウマ科の動物の] 所持が職業活動に附随しない場合、[知識の] 保証は、所持者により署名される、義務 [を負うこと] 及び当該種に特有の欲求に関する知識 [を有すること] の保証書の形式をとる。

「デクレ<sup>(3)</sup>により、適用される保証の方法並びに第2項に規定される場合において、保証書の内容及び交付方法を明確にする。

「ウマ科の動物の所持者の変更に先立ち、まず、動物の所有者は、新しい所持者が、第1項の適用によりその知識 [を有すること] を証明したことを確認する。」

2° L.第214-8条<sup>(4)</sup>Iの2°の冒頭に「動物の入手者がこの条Vの適用による保証書に署名

\* この翻訳は、Loi n° 2021-1539 du 30 novembre 2021 visant à lutter contre la maltraitance animale et conforter le lien entre les animaux et les hommes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044387560>> を訳出したものである。[ ] 内は訳者による補記。また、脚注に示した改正後の規定の下線部は、本法律により改正された箇所であり、脚注で引用した条文中の丸付き数字は訳者による補記。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月21日である。

(1) Code rural et de la pêche maritime. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071367>>

(2) “détention”（本稿では「所持」と訳出）は、賃貸・寄託・法定用益権・裁判所の選任など法的権限に基づく他人の物の事実上の支配又は実行的所持のこと。一方、“propriété”（本稿では「所有」と訳出）は、物について法律又は規則が禁ずる使用を行わない限り、それを最も絶対的な仕方 で収益し、処分する権利のこと。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.165、466。

(3) 2022年7月21日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。なお、デクレは、日本の政令に相当する。

(4) 愛玩動物の譲渡 (cession) に関する規定。フランスでは、愛玩動物の譲渡には、有償譲渡である販売 (vente) と無償譲渡の2種類があり、特に販売は、「その動物から生まれた繁殖用の雌を所持せずに、愛玩動物を有償で

する義務がないとき、」を加える。

3° 次の同 L. 第 214-8 条 V を加える。

「V. 愛玩動物<sup>(5)</sup>を有償又は無償で入手する全ての自然人は、義務 [を負うこと] 及び当該種に特有の欲求に関する知識 [を有すること] の保証書に署名するものとし、デクレ<sup>(6)</sup>によりその内容及び交付方法を定める。

「愛玩動物を有償又は無償で譲渡する全ての者は、被譲渡者がこの V 第 1 項に規定される義務 [を負うこと] 及び知識 [を有すること] の保証書に署名したことを確認する。動物の譲渡は、被譲渡者への保証書の交付から 7 日未満 [の間]、行うことができない。

「この V 第 2 項に規定する愛玩動物は、猫及び犬並びにデクレ<sup>(7)</sup>により定められる愛玩動物である。」

II. 農事・海洋漁業法典 L. 第 211-10-1 条は、ウマ科の動物の所持が職業活動に附随しない場合、本法律の審署から 1 年が経過した後に適用される。

同法典 L. 第 214-8 条 V 第 1 項は、本法律の審署後に初めて該当する種の動物を入手する全ての自然人に適用される。

## 第 2 条

農事・海洋漁業法典第 2 編第 1 章を次のように改正する。

1° L. 第 212-13 条第 1 項の後に次の 1 項を加える<sup>(8)</sup>。

「市町村の警察官及び田園監視員<sup>(9)</sup>は、当該警察官及び田園監視員が配属された区域の範囲内において、L. 第 212-10 条<sup>(10)</sup>並びにその適用のために制定されるデクレ及びアレテ<sup>(11)</sup>への違反を調査し、確認する資格を有する。」

2° L. 第 215-3-1 条中、「及び L. 第 211-16 条」を「、L. 第 211-16 条及び L. 第 212-10 条」に改める<sup>(12)</sup>。

---

譲渡すること (cession à titre onéreux) (農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6 条) と定義され、主にペットショップでの販売活動がこれに該当する。本稿では、この定義に倣って「販売」と「無償譲渡」を使い分け、単に「譲渡」と表記する場合には、この両者を含むものとする。(“Céder un animal en tant que particulier: quelles sont les démarches à effectuer?” I-CAD website <<https://www.i-cad.fr/articles/ceder-un-animal-vente-don>>)。同法典 L. 第 214-8 条 1 は、愛玩動物の販売者が購入者に動物を引き渡す際に、譲渡証明書、当該動物の特徴及び欲求に関する情報 (生物学的又は行動学的特徴、体長、世話にかかる年間平均コスト等) を記載した書類及び当該動物の健康が良好であることの保証書も合わせて手交すべきことを定める。なお、改正後の同条 1 の 2° の規定は、次のとおり。

動物の入手者がこの条 V の適用による保証書に署名する義務がないとき、必要な場合には、しつけのアドバイスを含む、当該動物の特徴及び欲求に関する情報の書類。

(5) フランスでは、愛玩動物は、「人間が、自身の娯楽のために所持する、又は所持することを目的とする全ての動物」(農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6 条) と定義される。

(6) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(7) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(8) L. 第 212-13 条第 1 項は、犬、猫、フェレット等の家畜動物についての、マイクロチップ等による識別義務への違反を調査し、確認する権限を有する職業に関する規定。なお、フェレットは、食肉目イタチ科の哺乳類で、主にヨーロッパでネズミの駆除やアナウサギ狩りに使われてきたイタチに似て、全身白色の家畜化された動物。「フェレット」『世界大百科事典』(ジャパナレッジ版)

(9) Garde champêtre. 市町村長の任命する市町村吏員で、田畑・作物・狩猟を監視し、司法警察職員の資格で犯罪を捜索し公安の維持を任務とする。山口編 前掲注 (2), p.249.

(10) 後掲注 (13) 参照。

(11) L. 第 212-10 条の規定に従い、農業担当大臣により権限を付与された者 (獣医等) のみが犬及び猫に識別のための印をつけることができることに関する同法典 R. 第 212-65 条等。なお、アレテは、各省大臣及び行政機関の命令、処分、規則の総称である。山口編 前掲注 (2), p.36.

(12) 田園監視員及び市町村の警察官による、犬の所持 (農事・海洋漁業法典 L. 第 211-14 条)、公共交通機関への犬の立入禁止 (同法典 L. 第 211-16 条) 及び犬の識別義務 (同法典 L. 第 211-10 条) に関する規則違反の確認に関する規定。



### 第3条

農事・海洋漁業法典 L. 第 212-10 条第 1 項第 2 文中、「1999 年 1 月 6 日以降に生まれた」及び末尾の「2012 年 1 月 1 日以降に生まれた」を削る<sup>(13)</sup>。

### 第4条

農事・海洋漁業法典第 2 編第 1 章第 2 節第 6 款<sup>(14)</sup>の末尾に次の L. 第 212-12-1 条を加える。  
「L. 第 212-12-1 条 動物の治療施設において、目につく表示により、この節に規定される動物の識別義務を呼び掛ける。」

### 第5条

農事・海洋漁業法典を次のように改正する。

1° L. 第 212-2 条第 1 項の後に次の 1 項を加える<sup>(15)</sup>。

「肉食の家畜動物について、第 1 項に規定される情報は国家ファイルに登録され、前記条件<sup>(16)</sup>において自動処理<sup>(17)</sup>の対象となる<sup>(18)</sup>。」

2° L. 第 212-7 条中、「第 2」を「最終」に改める<sup>(19)</sup>。

### 第6条

次の農事・海洋漁業法典 L. 第 215-14 条を加える。

「L. 第 215-14 条 この編<sup>(20)</sup>の適用により定められる違反は、全国犯罪自動処理機構<sup>(21)</sup>に委託される自動処理の対象となる。」

### 第7条

農事・海洋漁業法典を次のように改正する。

- 
- (13) 改正後の農事・海洋漁業法典 L. 第 212-10 条第 1 項の規定は、次のとおりである。  
犬、猫及びフェレットは、無償又は有償での譲渡に先立ち、そのために権限を付与された者により行われる農業担当大臣により承認された方法により識別される。あらゆる譲渡を除いて[譲渡しない場合でも]、生後 4 か月以上の犬、2021 年 11 月 1 日以降に生まれた生後 7 か月以上のフェレット及び生後 9 か月以上の猫についても同様である。識別 [費用] は、譲渡者が負担する。
- (14) 食料、動物公衆衛生及び植物の保護に関する諸規定（農事・海洋漁業法典第 2 編）の中の家畜動物又は野生動物の保護に関する規定（第 1 節）のうち、動物のトレーサビリティ (traçabilité) に関する規定（第 2 節）の適用規定（第 6 款）。
- (15) 識別義務のある動物の識別に関するデータ、その所有者又は所持者の名前、住所及び関連する行政上の義務の遂行状況の全国ファイルへの登録に関する規定。
- (16) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000886460>>) に定められる条件のこと。同法律第 2 条は、同法律が、一部のデータ処理を除いて、①個人のデータの自動処理及び②所定の条件を満たす個人のデータの非自動処理に適用されることを定めている。
- (17) データの収集、登録、作成、修正、保存、破棄、編集及び利用に関して、自動化された手段により行われるあらゆる作業。“traitement automatique de données.” Marchés-public.fr website <<http://www.marche-public.fr/Terminologie/Entrees/traitement-automatique-de-donnees.htm>>
- (18) 農事・海洋漁業法典 L. 第 212-2 条第 1 項は、識別義務の対象である動物のトレーサビリティ並びに統計及び行政の追跡調査を行うために、かつ、その所有者又は所持者の識別を可能にするために、①当該動物の識別データ、②その代々の所有者又は所持者の名前及び住所、③当該所有者又は所持者に課される行政上の義務の遂行に関する評価を全国ファイルに登録し、自動処理の対象とすることを定める。
- (19) 農事・海洋漁業法典 L. 第 212-2 条に規定される各データの全国ファイルへの登録及びその処理を委託される者への動物の識別についての委託に関する規定。
- (20) 農事・海洋漁業法典第 2 編のこと。前掲注 (14) 参照。
- (21) Agence nationale de traitement automatisé des infractions. 2011 年に内務大臣の監督下に設置された、定額罰金 (amende forfaitaire. 違警罪違反者 (特に道路交通法規違反者) に所定の罪状により定額的に科される罰金。山口編前掲注 (2), p.27.) の対象となる違反の自動処理を主な任務とする行政的公施設法人 (établissement public administratif)。“À propos de l'ANTAI.” Agence Nationale Traitement Automatisé Infractions website <<https://www.antai.gouv.fr/propos-de-lantai>>

1° L. 第 211-24 条を次のように改める。

「L. 第 211-24 条 各コミューン<sup>(22)</sup>、又はコミューンの代理としてこの [条の] 権限を行使する場合、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人<sup>(23)</sup>は、L. 第 211-25 条<sup>(24)</sup>及び L. 第 211-26 条<sup>(25)</sup>に規定される期間が終わるまで、その [犬及び猫の] 幸せ及び健康を注意深く見守ることのできる条件において、発見された野生の、又は放置状態<sup>(26)</sup>にある犬及び猫の受入れ及び保護に適した収容施設を利用する。この収容施設は、他のコミューン間協力公施設法人又は排他的な混合組合<sup>(27)</sup>と共有することができる。所管のコミューンは、コミューンの収容施設をその地域内に設置すること又は別のコミューンとの協約をもって、当該 [別の] コミューンの地域内に設置された収容施設のサービスを利用することができる。コミューンが収容施設を運営していない場合、当該コミューンは、収容施設の [提供する] 公共サービスを、公共サービスの委託という形で、コンセイユ・データ<sup>(28)</sup>の議を経て制定されるデクレ<sup>(29)</sup>により定められる条件において、シェルターを所有する動物保護の財団又は団体に委託することができる。

「収容施設は、この法典の適用により、各コミューンが動物の受入れサービスを行うために、各コミューンの需要に適した収容能力を持つ。この収容能力は、当該収容施設が設置されるコミューンの長のアレテにより明らかにされる。

「収容施設における L. 第 221-1 条に規定される疾患<sup>(30)</sup>の監視は、この編序章第 3 節第 1 款<sup>(31)</sup>

(22) フランスにおける基礎自治体で、日本の市町村に相当する。

(23) コミューン間協力公施設法人 (Etablissement public de coopération intercommunale: EPCI) は公施設法人のカテゴリーの一つで、大規模都市共同体 (Communauté urbaine)、中規模都市共同体 (Communauté d'agglomération)、コミューン共同体 (Communauté de communes) 及びコミューン組合 (Syndicat de communes) といったコミューン間協力の様々な法律上の組織を総称する。課税自主権を有する EPCI は、地域の開発計画に関する権限を行使し、その地方の整備を進めることを目的とする共同体。中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、p.188; “EPCI à fiscalité propre: nature des périmètres.” L’Observatoire des Territoires website <<https://www.observatoire-des-territoires.gouv.fr/epci-fiscalite-propre-nature-des-perimetres>>

(24) 収容施設に受け入れられた犬及び猫がマイクロチップ等又は飼い主の情報を記載した首輪の装着により識別されている場合、当該施設の管理者は、迅速に当該動物の所有者を探さなければならないという規定。8 営業日の保護期間中に当該動物の飼い主が名乗り出ない場合、当該動物は、当該管理者の所有となる。

(25) 収容施設に受け入れられた犬及び猫がマイクロチップ等により識別されていない場合、8 営業日の期間中、保護されるという規定。この期間中に当該動物の所有者が名乗り出た場合、当該動物は、所有者負担により識別された後、所有者に返還されるが、所有者が名乗り出ない場合、当該動物は当該施設の管理者の所有となる。

(26) 犬については、猟犬、番犬又は牧畜犬以外で、①飼い主による実質的な監督下でない犬、②飼い主の声又はその犬を呼び戻すことができる機器の音声が届く範囲外にいる犬、③所有者又はその犬に責任を有する者から 100m 以上離れたところにいる犬、④遺棄され、「本能をむき出しにしている (livré à son seul instinct)」犬は、放置状態 (état de divagation) にあるとみなされる。猫については、①住宅地から 200m 以上離れたところで見つかった識別されていない猫、及び識別されている猫で、②所有者の住宅から 1,000m 以上離れたところで見つかり、飼い主の直接の監督下でない猫、③所有者が不明で、公道又は他者の土地において捕獲された猫は、放置状態にあるとみなされる (農事・海洋漁業法典 L. 第 211-23 条)。

(27) Syndicat mixte. 異なる性質の行政組織 (多県間協定又は多県間組織 (ententes ou institutions interdépartementales))、県、大規模都市共同体、コミューン組合、コミューン、商工会議所、農業会議所、手工業会議所等) の間で、参加する各組織にとっての有用性を示す活動又はサービスのために構成され得る公施設法人。Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique*, Paris: PUF, 2020, p.1002.

(28) Conseil d’Etat. 政府の準備する法令案等の諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口編 前掲注 (2) 参照。

(29) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(30) 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ馬疫等の、欧州規則 (Regulation (EU) 2016/429) 第 5 条及び第 6 条に定められる登録疾患並びに農業担当大臣が作成する一覧に定められるその他の疾患。

(31) 農事・海洋漁業法典第 2 編 (前掲注 (14) 参照) のうち、公衆衛生獣医 (vétérinaire sanitaire) に関する規定。公衆衛生獣医は県から認可された獣医で、動物の繁殖業者又は所持者のために動物公衆衛生規則に則った任務を

に規定される条件において、収容施設の管理者により任命される公衆衛生獣医により行われる。

「その [サービスの] 提供契約において、収容施設は、刑法典<sup>(32)</sup> 第 521-1 条<sup>(33)</sup> に規定される動物に対する重大な虐待 [sévice grave] 又は残虐行為 [acte de cruauté] に科される制裁を記載する義務がある。

「動物は、保護費用の支払いの後にのみ、所有者に返還することができる。支払いがない場合、所有者は、その [定額罰金を科す] 方法がデクレ<sup>(34)</sup> により定められる定額罰金を科される。

「この条第 5 項の例外として、公務員及びこの法典 L. 第 212-13 条第 1 項に規定される職員<sup>(35)</sup> は、さまよっている状態で発見され、L. 第 212-10 条に規定される方法に従って識別された動物が収容所で保護されていなかった場合、いずれの動物であっても直ちに所有者に返還することができる。この場合、動物は、その [定額弁済支払の] 総額がコミューンの長のアレテにより定められる定額弁済支払の後、返還される。

「収容施設の管理者は、[この項に定める犬及び猫の幸せに関する研修が、既存の] 同じような研修と同等であることを規定するデクレ<sup>(36)</sup> により定められる方法に従って、犬及び猫の幸せに関する研修を受ける義務がある<sup>(37)</sup>。」

2° L. 第 211-25 条 II 第 1 項第 2 文中、「シェルター」の後に「又は L. 第 214-6-5 条に規定される団体に、」を加える<sup>(38)</sup>。

3° [海外領土に関する規定 (省略)]

## 第 8 条

農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6-1 条 I の 3° 第 2 項を次のように改める<sup>(39)</sup>。

---

行う。「Le vétérinaire sanitaire,」 2021.1.25. Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation website <<https://agriculture.gouv.fr/le-veterinaire-sanitaire>>

(32) Code penal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719>>

(33) 後掲注 (95) 参照。

(34) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(35) 自身の管轄区域において、動物の識別に関する EU 規則への違反を調査し、確認する権限を付与された動物公衆衛生監察官 (inspecteur de la santé publique vétérinaire) 等の公務員及び税関職員。農事・海洋漁業法典 L. 第 212-13 条第 1 項については、前掲注 (8) 参照。

(36) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(37) 犬及び猫の収容施設を管理するに当たり、動物と直接接触する者のうち、少なくとも一人は、所定の保証書を所有していなければならないが (農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6-1 条、後掲注 (39) 参照)、求められる保証書の中には、動物の幸せに関する研修の受講を必要とするものと、そうでないものがあるため、収容施設のあらゆる管理者にこの研修の受講義務を課すための規定。ただし、既存の動物の幸せに関する研修との重複を避けるため、この項で受講を義務付けられる研修が既存の研修と同等であることも明記された。

(38) 改正後の農事・海洋漁業法典 L. 第 211-25 条 II 第 1 項の規定は、次のとおり。

狂犬病の被害を受けていない県において、収容施設の管理者は、収容施設の受入能力の限界内で動物を保護することができる。獣医の意見を徴した後で、管理者は、シェルターを所有する動物保護の財団若しくは団体又は L. 第 214-6-5 条に規定される団体に、動物を無償で譲渡することができ、これらの財団又は団体のみが養子縁組 [adoption] のための動物を新しい所有者に提供する権限を付与されている。この提供は、受領者が、方法と期間が農業担当大臣のアレテにより定められる動物の獣医学的な監視に関する要件を遵守することを約束する場合にのみ行うことができる。

(39) 犬及び猫の収容施設又はシェルターの管理並びに商業活動としての犬及び猫の一時収容等に当たり、動物と直接接触する者のうち少なくとも一人は、被改正条文が定める職業資格証明書、動物の生物学的、生理学的及び行動学的欲求並びに世話に関する知識証明書、免状又は職業経験に基づき交付される能力保証書のいずれかの所有を求められるという規定。このうち、必要な保証書又は証明書は、2022 年 1 月 14 日のアレテ (Arrêté du 14 janvier 2022 relatif à l'action de formation et à l'actualisation des connaissances nécessaires aux personnes exerçant des

「一関連する種のうちの少なくとも1つに関する職業資格証明書を所持している [こと]。承認される証明書の一覧は、農業担当大臣により作成される。」

## 第9条

農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6-3 条<sup>(40)</sup> の後に次の L. 第 214-6-4 条を加える。

「L. 第 214-6-4 条 I. 統計及び行政の追跡調査の目的で、L. 第 214-6-1 条、L. 第 214-6-2 条<sup>(41)</sup> 及び L. 第 214-6-3 条に規定する活動を行う者は、L. 第 212-2 条に規定する全国ファイルに、肉食の家畜動物に関するその活動に関連するものとして、その受入れ能力、その者が世話をしている動物のトレーサビリティ [traçabilité] 及び公衆衛生上の追跡調査に関する情報を提供する。

「II. L. 第 212-2 条最終項に規定される CONSEIL-DETA の議を経て制定されるデクレ<sup>(42)</sup> が、この条の適用方法を定める。同デクレは、集積される情報の性質、データの収集及びその処理が、農業担当大臣が承認する者に委託され得る条件、登録されたデータの保存期間及び更新条件並びにこれらのデータの受領者の種別を定める。」

## 第10条

農事・海洋漁業法典第2編第1章を次のように改正する。

1° L. 第 214-6 条の末尾に次の V を加える<sup>(43)</sup>。

「V. 受入家族とは、L. 第 214-6-6 条に規定される条件において、シェルター又は L. 第 214-6-5 条の意味でのシェルターを持たない団体により預けられた家庭用の愛玩動物を、所有権を移転することなく自身の自宅に受け入れた自然人である。」

2° L. 第 214-6-3 条の後に次の L. 第 214-6-5 条及び L. 第 214-6-6 条を加える。

「L. 第 214-6-5 条 I. シェルターを持たない団体とは、L. 第 214-6-1 条の意味でのシェルターの管理の活動を行わず、L. 第 214-6 条に規定される受入家族への愛玩動物の預入りに頼る動物保護団体である。

「この団体は、L. 第 211-25 条及び L. 第 211-26 条に規定される保護期間の後に収容所から来た動物、所有者から預けられた動物、行政機関又は司法機関からの要請による動物のいずれかの動物を受け入れ、世話をする。

「II. シェルターを持たない団体は、次に掲げる [事項を全て満たす] 場合にのみ、一時的にであっても、愛玩動物を所持すること又は L. 第 214-6-6 条の適用により受入家族への動物の預入りに頼ることができる。

「1° [当該団体が] 県における国の代表者<sup>(44)</sup> への届出の対象となっている場合。

「2° [当該団体の] 理事会又は事務局のメンバーの1人以上が L. 第 214-6-1 条 I の 3° に

---

activités liées aux animaux de compagnie d'espèces domestiques et à l'habilitation des organismes de formation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045038669>> に定められる。

(40) 商業活動としての愛玩動物の販売に関する規定。

(41) 犬又は猫の繁殖（「少なくとも一匹の繁殖用の雌を所持し、少なくとも一匹の犬又は猫を有償で譲渡する活動」と定義される（農事・海洋漁業法典 L. 第 214-6 条）。）を行う者に課される条件に関する規定。

(42) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(43) 愛玩動物に関連する用語の定義に関する規定。

(44) 県における国の代表者 (représentant de l'Etat dans le département) は、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し一定の行政権限、司法警察の権限等を有する者であり、préfet（「知事」「県の長官」等と訳される。）が相当する。なお、県行政の長は、公選職である県議会議員の互選による県議会議長 (président du conseil général) であり、こちらが日本の県知事に近い。豊田透「フランスにおける平等と市民性に関する法律の制定」『外国の立法』No.271, 2017.3, p.116. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10317802\\_po\\_02710006.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10317802_po_02710006.pdf?contentNo=1)>

規定される条件の 1 つ以上を満たす場合。

「3° [内部的に] 公衆衛生規則を作成する場合。

「III. II の 1° の適用により届け出たシェルターを持たない団体の一覧は、公衆衛生に関する所管の行政機関により管理され、更新され、公衆に公開される。

「L. 第 214-6-6 条 L. 第 214-6-1 条の意味での全てのシェルター又は L. 第 214-6 条 V の意味で受入家族への愛玩動物の預入りに頼る L. 第 214-6-5 条の意味でのシェルターを持たない全ての団体は、次に掲げることを行う。

「1° デクレ<sup>(45)</sup>により定められる重要な情報を含む、受入家族及び団体により署名される愛玩動物の受入契約を作成し、保存すること。

「2° 受入家族に L. 第 214-8 条 I の 2° に規定される情報の書類<sup>(46)</sup>を渡すこと。

「3° 動物の引き渡しから 7 日間の間に作成された獣医学的保証書を受入家族に送付し、保存すること。

「4° 行政機関の要求に応じてその利用に供さなければならない、受入家族に預けられた動物の登録簿を管理すること。受入家族に関する情報は、L. 第 212-2 条に規定される全国ファイルに登録される。

「5° 受入家族への [動物の] 預入れがこの条 1° に規定される受入契約の文言に従い、最終的な性格を有しない場合、[当該] 動物の養子縁組 [adoption] に関する手続きを継続すること<sup>(47)</sup>。

「デクレ<sup>(48)</sup>が、この条の適用条件を定める。」

## 第 11 条

この法律の審署から 6 か月以内に、政府は、野良猫の問題に関する数値を用いた分析を含む報告書を議会に提出する。この報告書は、野良猫の捕獲及び不妊手術のコストを算定する。この報告書は、この問題に対処するための持続的で実用的な勧告を記載する。この報告書は、計画されている措置の適用範囲を明確にし、その適用範囲には、必要に応じて家庭で飼育される猫も含めることが可能である。この報告書は、公表された勧告を国内で実施することを明記し、優先地域を示す。この報告書は、地方公共団体及び国による、この措置のための資金調達方法を提示する。この報告書は、特に補助金又は交付金を通じてこの資金調達を行うことの妥当性を検討する。この報告書は、愛玩動物保護監視所<sup>(49)</sup>と共同で作成される。

(45) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(46) 前掲注 (4) 参照。

(47) 受入家族による動物の受入れが永続的なものではなく、一時的な受入れである場合、L. 第 214-6-6 条に規定されるシェルターは、その動物が一生を終えるまで世話をする最終的な受入家族を探し続けなければならないことを定める。例えば「動物保護協会 (Société protection des animaux: SPA)」は、養子縁組 (所有権の移転を伴う動物の譲渡) による引取り手の見つからない犬及び猫のために「最終受入家族 (famille d'accueil définitive)」という仕組みを用意しており、これは、SPA が所有権を移転することなく、こうした犬及び猫を「最終受入家族」に預け、「最終受入家族」は、預けられた動物が一生を終えるまで世話をするというものである。“Le dispositif Familles d'Accueil Définitives (FAD).” Société protection des animaux website <<https://www.la-spa.fr/adopter/adopter-pour-sauver/le-dispositif-famille-daccueil-definitive/>>

(48) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(49) Observatoire de la protection des animaux de compagnie. 2020 年 12 月に発表された愛玩動物の遺棄と闘うための行動計画 (plan d'actions pour lutter contre l'abandon des animaux de compagnie) に伴い、設置された。この監視所は、動物の遺棄数及び遺棄の主な原因に関するデータを、分析を行う専門機関に提供し、また、公共政策に関する提言を行う。“Lutte contre l'abandon des animaux de compagnie: de nouvelles avancées grâce au plan France Relance,” 2021.5.28. Ministère de l'agriculture et de la souveraineté alimentaire website <<https://agriculture.gouv.fr/lutte-contre-labandon-des->

## 第12条

I. 農事・海洋漁業法典 L. 第 211-27 条を次のように改める<sup>(50)</sup>。

1° 第1項の後に次の1項を加える。

「課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人は、地方公共団体一般法典 L. 第 5211-4-2 条<sup>(51)</sup>の適用により、この警察権限の行使のために、コミューンの長に必要な手段を委ねることができる。」

2° 第2項の末尾の「前の項に」を「この条第1項に」に改める。

3° 同第2項の後に次の1項を加える。

「この条の適用について、これらの個体群の飼育は、その捕獲場所において認められる。」

II. [海外領土に関する規定 (省略)]

III. 試行として、この法律の審署から5年間、国家、有志の地方公共団体及び課税自主権を有するコミューン間協力施設は、野良猫の個体群の管理の協定の枠組みにおいて、その活動を連携させることができる。

この協定は、野良猫又は放置された状態にある猫の個体群の管理及びケアを改善し、この目的における各署名者の権限及び手段を構成するために、州における国の代表者及びコミューン長又は有志の地方公共団体及びコミューン間協力公施設法人の長により署名される。

この協定は、特に農事・海洋漁業法典 L. 第 211-27 条に規定する使命に関して、野良猫の個体群の管理及び追跡調査に関する目的を定める。この協定は、各当事者それぞれの契約を含む。この契約は、実用的、組織的な性格、又は当該契約が財政法律、既に承認された予算若しくは既存の資金調達措置のいずれかにより資金を調達するものである場合、財政的な性格であり得る。

この III の適用により署名される協定は、3 年間を超えることはできない。

この III 第1項に規定する試行期間の終了後、政府は、協定の実施について記載した評価報告書を議会に提出する。

## 第13条

農事・海洋漁業法典 L. 第 211-27 条の末尾に次の1項を加える<sup>(52)</sup>。

「コミューン役場及び動物の治療施設において、目につく表示により、動物の健康、幸せ及び生物多様性の保存の観点から家畜動物の不妊手術の利益を示す。」

## 第14条

環境法典<sup>(53)</sup> 第4編第1章第3節の冒頭に次の L. 第 413-1A 条を加える。

「L. 第 413-1A 条 I. 家畜ではない種の動物のうち、環境担当大臣のアレテ<sup>(54)</sup>により定められる一覧の種に関する動物のみが、愛玩動物として、又は娯楽的飼育<sup>(55)</sup>の一環として所

[animaux-de-compagnie-de-nouvelles-avancees-grace-au-plan-france-relance](#)

(50) コミューンの公共の場所において群居している猫の不妊手術及び識別に関する規定。第1項は、コミューンの長が、不妊手術及び識別のためにこうした猫を捕獲することができるという規定。

(51) 課税自主権を有する EPCI、同 EPCI に参加するコミューン及びそのコミューンに関連する団体は、委譲された権限の他に、その任務を実行するための共同機関を設置することができることに関する規定。

(52) コミューンの公共の場所で生息する、識別されていない、所有者がいない、又は所持者がいない猫の不妊手術及び識別に関する規定。

(53) Code de l'environnement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074220>>

(54) 2022年7月21日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(55) Elevage d'agrément. 家畜ではない種の動物の飼育であって、1年間に譲渡される数が生まれた個体の数を超え

持され得る。

「II. Iに規定される一覧は、環境担当大臣により主導される徹底的な調査の後に作成され、3年ごとに更新される。この調査は、信頼性を保証する最新の利用可能な科学的データに基づく。

「III. 全ての自然人又は法人は、Iに規定される一覧への家畜ではない動物の種の登録について、又は当該一覧からの家畜ではない動物の種の削除についての調査の実施を申請することができる。

「申請は、IIの適用による一覧の改訂の遅くとも6か月前までの、環境担当大臣の正当な理由のある回答の対象となる。回答は、行政裁判所への争訟の対象となり得る。

「このIII第1項の適用により申請を提出した全ての者は、県における国の代表者により認められる、Iの適用除外を要請することができる。

「IV. Iの例外として、同Iに規定される一覧に掲載されていない種の動物の所持は、その所有者が当該動物を、動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための2021年11月30日の法律第2021-1539号の審署前に入手したことを示す場合、許可される。

「V. デクレ<sup>(56)</sup>が、この条の適用方法及びIの意味での娯乐的飼育の概念を定める。」

## 第15条

I. 農事・海洋漁業法典L.第214-6-3条を次のように改める<sup>(57)</sup>。

1° 冒頭に、「I.」を加える。

2° 次の3項を加える。

「農業担当大臣のアレテ<sup>(58)</sup>により、この条に関する愛玩動物の販売施設 [établissement de vente d'animaux] 及びこれらの施設の管理を担当する行政機関に適用される公衆衛生及び動物保護の法原則を定める。

「II. 猫及び犬の有償又は無償での譲渡は、I第1項<sup>(59)</sup>に規定される販売施設において禁じられる。

「動物保護の財団又は団体との業務提携により、同第1項に規定される愛玩動物の販売施設は、捨てられた、又は前の所有者が特定できなかった、当該財団又は団体が所有する猫及び犬を展示することができる。これらの展示は、上記財団又は団体のボランティアの立会いの下で行われる。」

II. 農事・海洋漁業法典L.第214-6-3条II第1項は、2024年1月1日に施行される。

## 第16条

農事・海洋漁業法典L.第214-6-3条の末尾に次のIIIを加える。

「III. ペットショップ [animalerie] における、人々の往来に開かれた道から見える動物の展示は、禁じられる。」

---

ないもの。飼育及び繁殖は、非営利目的で行われる。飼育が比較的容易で、限られた数の、捕獲した、ありふれた野生種を所持する個人が該当する。“Faune sauvage captive,” 2022.5.4. Ministère de la Transition Ecologique website <<https://www.ecologie.gouv.fr/faune-sauvage-captive>> ただし、環境法典L.第413-1A条Iの意味での娯乐的飼育の定義は、デクレにより制定されることになっている（後掲注(56)参照）。

(56) 2022年7月21日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(57) 前掲注(40)参照。

(58) 2022年7月21日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(59) 農事・海洋漁業法典L.第214-6-3条I第1項は、商業としての愛玩動物の販売活動に課される条件に関する規定。

## 第 17 条

I. 農事・海洋漁業法典 L. 第 206-2 条 I の後に次の I の 2 を加える<sup>(60)</sup>。

「I の 2 肉食の家畜動物のコミュニケーション間の取引又は輸入若しくは輸出について、L. 第 236-1 条から L. 第 236-8 条<sup>(61)</sup>までに規定される識別規則及び公衆衛生上の条件への違反が繰り返し確認された場合、行政当局は、6 か月以上の期間中、問題となっている活動の中断を命ずる。」

II. 農事・海洋漁業法典 L. 第 236-1 条を次のように改める<sup>(62)</sup>。

1° 第 1 項の後に次の 1 項を加える。

「輸入される、又は領土に持ち込まれる全ての犬は、1 本以上の永久歯を持つ場合にのみ [領土に] 入れることができる。」

2° 第 2 項中、「前の項に」を「第 1 項に」に改める。

III. 農事・海洋漁業法典 L. 第 236-5 条第 2 項を次のように改める<sup>(63)</sup>。

1° 「深刻な、又は繰り返される」を削る。

2° 次の一文を加える。「この検査により生じる費用は、同 L. 第 236-1 条の規定を無視した者又はその共犯者が負担する。」

IV. 農事・海洋漁業法典 L. 第 215-10 条第 1 項中、「7,500 ユーロ」を「30,000 ユーロ」に改める<sup>(64)</sup>。

## 第 18 条

農事・海洋漁業法典第 2 編第 1 章を次のように改正する。

1° L. 第 214-8 条の末尾に次の VI から VIII までを加える。

「VI. 愛玩動物のオンラインでの譲渡提供は禁じられる。

「この VI 第 1 項の例外として、愛玩動物のオンラインでの譲渡提供は、次に掲げることを条件として認められる。

「1° L. 第 214-8-2 条<sup>(65)</sup>に規定される義務に応じて、愛玩動物のための特別欄 [rubrique spécifique] において紹介すること。

「2° 前記特別欄には、動物の入手行為に関する啓発及び所持者の情報についてのメッセー

(60) 動物に関連する所定の義務に違反した者に対する行政機関の対応に関する規定。

(61) 農事・海洋漁業法典 L. 第 236-1 条から L. 第 236-8 条は、輸出入及び EU 域内での取引に関する同法典第 2 編第 3 章第 4 節に含まれる規定で、L. 第 236-1 条から L. 第 236-3 条までは一般規定 (第 1 款)、L. 第 236-4 条は輸出入 (第 2 款)、L. 第 236-5 条から L. 第 236-8 条までは EU 域内での取引 (第 3 款) について定める。

(62) 生きている動物等をフランス本国及び海外領土に持ち込む場合に満たさなければならない基準に関する規定。

(63) 農事・海洋漁業法典 L. 第 236-5 条は、海外領土を含むフランス国内に持ち込まれる動物等に対する獣医学的検査に関する規定。改正後の同条第 2 項の規定は、次のとおり。

發送者若しくは受領者たる企業又はその他貿易に参加する者による L. 第 236-1 条の規定の無視がある場合、当該検査は、農業担当大臣のアレテにより定められる条件の下で、生きている動物の検査又は動物由来の産物、動物の副産物及び動物由来の産物から派生する産物、動物のための食料、動物にとって病原体となる微生物若しくはそれらを媒介しうる産物の引渡しを含み得る。この検査により生じる費用は、同 L. 第 236-1 条の規定を無視した者又はその共犯者が負担する。

改正前の規定では、「發送者若しくは受領者たる企業又はその他貿易に参加する者による L. 第 236-1 条の規定の」深刻な、又は繰り返される無視」がある場合に、同第 2 項が適用されていた。

(64) 農事・海洋漁業法典 L. 第 215-10 条は、収容施設等の管理者、飼育、販売等の活動を行う者又は 9 頭以上の犬の所持者に適用される違反行為を定め、罰金を科す規定。改正後の同条第 1 項の規定は、次のとおり。

次に掲げる行為に、罰金 30,000 ユーロを科す。

なお、1 ユーロは 136.08 円 (令和 4 年 6 月分報告省令レート)。

(65) 農事・海洋漁業法典 L. 第 214-8-2 条は、公衆通信サービス又は広告主が、犬又は猫の譲渡者に対して、譲渡の広告に必要な情報の提供を義務付け、事前管理システムを利用すべきことを定める。



ジを含めること。

「これらの義務の実施方法は、デクレ<sup>(66)</sup>により定められる。

「愛玩動物の有償でのオンラインでの譲渡は、L. 第 214-6-2 条<sup>(67)</sup> 及び L. 第 214-6-3 条<sup>(68)</sup> に規定される活動を行う者によってのみ行われ得る。

「VII. 生きている脊椎動物の郵送は、禁じられる。

「VIII. 「ご満足いただけない場合は返金します」という記載又は類似する全ての販売促進の手法は、禁じられる。」

2° 第 4 節第 2 款の末尾に次の L. 第 214-8-2 条を加える。

「L. 第 214-8-2 条 自らのサービス上で肉食家畜動物の譲渡提供 [に関する情報] を拡散することを認める全ての公衆通信サービス又は全ての広告主は、L. 第 214-8-1 条<sup>(69)</sup> に規定される情報を提供することを提供の当事者に義務付け、L. 第 212-2 条に規定される全国ファイルへの動物の登録の有効性を確認し、証票を表示するために、事前管理システムを利用する。」

3° 第 5 節の末尾に次の L. 第 215-15 条を加える。

「L. 第 215-15 条 L. 第 214-8-2 条に規定される事前管理システムを利用しない場合、罰金 7,500 ユーロを科す。」

## 第 19 条

企業の発展及び変革に関する 2019 年 5 月 22 日の法律第 2019-486 号<sup>(70)</sup> 第 1 条により改正された農事・海洋漁業法典 L. 第 214-8-1 条を次のように改める<sup>(71)</sup>。

1° 第 1 項を次のように改める。

(66) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(67) 犬又は猫の繁殖活動。前掲注 (41) 参照。

(68) 商業活動としての愛玩動物の販売。前掲注 (40) 参照。

(69) 犬又は猫の譲渡提供に関する広告に記載しなければならない事項に関する規定。

(70) Loi n° 2019-486 du 22 mai 2019 relative à la croissance et la transformation des entreprises. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000038496102>>

(71) 2019 年 5 月 22 日の法律第 2019-486 号第 1 条による改正後の農事・海洋漁業法典 L. 第 214-8-1 条は、2023 年 1 月 1 日から適用される。本法律による改正を加えた同条の規定は、次のとおり。

I. 愛玩動物の譲渡提供に関する全ての広告は、次に掲げる情報を掲載する。

—当該動物が属する種、品種及び変種の学名及び一般名。

—もしわかれば、性別。

—出生地。

—魚類及び両生類の繁殖を除いて、飼育中の繁殖用の雌の数及び過去 1 年にその雌から一度に生まれた子の数。

—当該動物がこの法典の適用により識別義務に従う場合には、当該動物の識別番号。

—動物の年齢。

—農業担当大臣により認められた血統書への当該動物の登録の有無、必要に応じて、その動物を生んだ雌の識別番号、同じ雌から一度に生まれる動物の数。

動物の識別情報の管理方法は、デクレにより定められる。

II. 猫又は犬の有償での譲渡に関する全ての広告は、使用される媒体を問わず、商法典 L. 第 123-34 条に規定される識別番号、又は、この法典 L. 第 214-6-2 条 III に規定される条件を満たす繁殖業者については、農業担当大臣により認可された血統書に割り当てられた懐胎番号を記載しなければならない。

III. 無償での譲渡提供に関する全ての広告は、寄贈である、又は無償であるという特徴をはっきりと記載しなければならない。

なお、商法典 (Code de commerce. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000005634379>>) L. 第 123-34 条は、企業における識別番号の取扱いに関する規定。II 冒頭の「猫又は犬の」は、本法律により「愛玩動物の」に改められることになっているが、2022 年 7 月 21 日現在、フランスの法令データベースである Légifrance に改正が反映されていないため、改正前の文言のまま記載する。

「I. 愛玩動物の譲渡提供に関する全ての広告は、次に掲げる情報を掲載する。」

2° 同第1項の後に次の5項を加える。

「—当該動物が属する種、品種及び変種の学名及び一般名。

「—もしわかれば、性別。

「—出生地。

「—魚類及び両生類の飼育を除いて、飼育中の繁殖用の雌の数及び過去1年にその雌から一度に生まれた子の数。

「—当該動物がこの法典の適用により識別義務に従う場合には、当該動物の識別番号。」

3° 第3項中、「各動物の識別番号又は」を削る。

4° 同第3項の後に次の1項を加える。

「動物の識別情報の管理方法は、デクレ<sup>(72)</sup>により定められる。」

5° 最終項の前の項の冒頭に、「II.」を加え、「猫又は犬の」を「愛玩動物の」に改める。

6° 最終項の冒頭に、「III.」を加える。

## 第20条

農事・海洋漁業法典L.第214-8条IIの末尾に次の1項を加える<sup>(73)</sup>。

「愛玩動物の未成年者への有償又は無償での譲渡は、両親又は親権を行使する者の同意がない場合には禁ずる。」

## 第21条

農事・海洋漁業法典第2編第1章第2節第3款の末尾に次のL.第212-9-1条を加える。

「L.第212-9-1条 ウマ科の動物の脚の全部又は一部の感覚神経インパルスの経路の永続的な遮断という結果を導く全ての治療又は外科手術は、施術を行った獣医により、動物の情報書類及びL.第212-9条<sup>(74)</sup>に規定されるウマ科の動物の全国ファイルに登録される。」

## 第22条

スポーツ法典<sup>(75)</sup>L.第241-4条の末尾に次の2項を加える<sup>(76)</sup>。

「この条第1項の適用について、L.第232-18-4条<sup>(77)3°</sup>に規定される場所への想定されるアクセスの条件は、L.第241-2条<sup>(78)</sup>に規定される大会及びその準備のための練習が行われる場所並びにこれらの大会又は練習に参加する動物が通常飼育されている場所に適用される。

「この条第1項の適用について、L.第241-2条並びにL.第241-3条I<sup>(79)</sup>の2°及び3°に規定さ

(72) 2022年7月21日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(73) 愛玩動物の譲渡における制限に関する規定。

(74) ウマ科の動物及びラクダ科の動物の所有者による、所有する動物の、フランス馬・馬術協会 (Institut français du cheval et de l'équitation) への届出に関する規定。ウマ科の動物の全国ファイルは、同協会が管理している。

(75) Code du sport. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071318>>

(76) 動物のドーピングに関する規定。第1項は、ドーピング対策に関する規定のうち、禁じられた不正行為、検査及び調査に関する規定 (スポーツ法典第2編第3章第2節第3款) が動物のドーピングの検査及び違反の確認にも適用されることを定める。

(77) ドーピングに関する調査において、調査員が必要に応じて行うことができる行為を定める規定。同条3°は、調査員が、業務用の場所、所定のスポーツ大会が行われた場所、身体的活動又はスポーツ活動が行われる施設にアクセスできることを規定する。

(78) 承認された連盟により組織される大会等において、又はこれらの大会に参加するために、動物の能力を変更する物質又はそのような物質の使用を隠蔽する物質の動物への投与又は塗布を禁ずる規定。

(79) スポーツ法典L.第241-3条Iは、禁止行為を定める規定で、同Iの2°は、動物の能力を変更する物質又はそのような物質の使用を隠蔽する物質の処方、投与、塗布、譲渡又は提供、同3°は、そのような物質の生産、製造、輸出入、輸送、所持又は入手である。

れる違反の確認は、L. 第 232-18-9 条<sup>(80)</sup>に規定される条件において行われ得る。」

## 第 23 条

農事・海洋漁業法典第 2 編第 1 章第 3 節の末尾に次の第 2 款を加える。

「第 2 款

「寄託契約又は使用貸借契約の名目で預けられたウマ科の動物の強制競売<sup>(81)</sup>

「L. 第 213-10 条 I. 寄託契約又は使用貸借契約の一環としてウマ科の動物が第三者に預けられている場合で、支払いの不履行又はその飼育されていた目的である活動を遂行することについての当該動物の不適合若しくは無能力を理由として当該動物を引き取るようにという催促の受領から 3 か月以内に、[当該ウマ科の動物の] 所有者が当該ウマ科の動物を引き取らないとき、受託者は、この条に定められる条件において、当該ウマ科の動物を売却することができる。

「II. I に規定する権限を行使することを求める専門家は、司法裁判所の長に、事実を述べ、当該ウマ科の動物の識別要素及びその滞在場所、所有者の氏名並びに必要なに応じて、債権の様々な要素の明細及びその根拠とともにこの所有者に請求する資金の総額の正確な情報を記載した申請書を提出する。また、この [申請] 者は、競売が行われない場合に当該ウマ科の動物が預けられる第三者の任命を求めることができる。

「III. 提出された書類を審査した上で、当該申請が全部又は一部において根拠があると思料される場合、司法裁判所の長は、当該ウマ科の動物を公開競売に付す強制競売を認める命令を発する。当該命令は、必要ならば申請者の債権の総額を定める。当該ウマ科の動物の物理的な世話を引き受ける第三者との合意を申請者が証明する場合、当該命令は、競売が行われない場合に、当該動物がこの第三者に引き渡されることを定めることができる。

「IV. 当該命令は、申請者の申し出により 3 か月以内に所有者に通達されなければならない、これが行われない場合には失効する。執行吏<sup>(82)</sup>は、共同行為 [acte conjoint] により、競売の日付（当該行為の通知から 1 か月未満に開始することができない。）、場所及び時間を通知しなければならない。この 1 か月の期間中、所有者は、自身が申請者の債務者である場合、債権の支払いの後で自身のウマ科の動物を引き取ることができる。所有者はまた、申請者に令状を送達することにより、[当該ウマ科の動物の] 売却に異議を申し立てることもできる。この異議申立ては、売却を許可した裁判所における有効な第一審への召喚状を当然に伴う。

「V. 競売は、差し押さえた財の強制競売に関する執行についての民事訴訟法典の規定に従って行われる。

「VI. 競売の収益は、[かかった] 費用分増額して、債権、[すなわち] 当該命令により定められる、その元本及び利息の総額を限度として、受託者に引き渡される。余剰分は、寄託調

(80) ドーピングに関する調査において、必要があれば、違反を確認し、証拠を調査し、加害者及び共犯者を特定するという目的に限り、調査員が麻薬を除く禁じられた物質等を入手し、輸入し、輸送し、又は所持することができることに関する規定。

(81) Vente forcée. 売主の意思に基づかない差押競売 (vente sur saisie) のことであり、裁判所の法廷において行われる「裁判上の競売 (vente judiciaire)」がこれに含まれる。白石智則「資料 フランス法研究 1 フランスのオークション法制—動産任意競売の規制に関する 2000 年 7 月 10 日の法律 642 号—」『比較法学』36(2), 2003, pp.281-282.

(82) Huissier de justice. 裁判所付属吏 (officier ministériel) の資格を持つ手数料収入制の司法補助職 (auxiliaire de justice) で、管轄区域内での調書の作成、訴訟手続の送達、判決及び執行力ある行為の実施等の権限のほか、債権の取立、判事の委任又は当事者の申立てによる事実確認とその調書の作成、また競売吏 (commissaire-priseur) のいない地域での動産競売などの行為を行う。山口編 前掲注 (2), p.268.

書を作成することなく、公務担当者<sup>(83)</sup>により所有者の名義で預金供託金庫<sup>(84)</sup>に預けられる。当該公務担当者は、当該所有者から弁済証書に相当する供託受領証を引き取らなければならない。供託金の総額、[すなわち]その元本及び利息の総額は、この間に所有者、その代理人又は[所有者の]債権者の側からの要求がない場合、通貨金融法典<sup>(85)</sup> L. 第 518-24 条<sup>(86)</sup>の適用により国に取得させる。」

## 第 24 条

農事・海洋漁業法典を次のように改正する。

1° L. 第 214-10 条の後に次の L. 第 214-10-1 条を加える。

「L. 第 214-10-1 条 公衆の娯楽のために、動物から移動の自由を奪う固定具の回転式装置を介して、あらゆる種類のウマ科の動物に乗ることができるアトラクションとして理解される、ポニー<sup>(87)</sup>を利用したメリーゴーラウンドは、禁じられる。」

2° L. 第 215-11 条第 1 項の末尾に、「、又は L. 第 214-10-1 条に規定する禁止を遵守しない」を加える<sup>(88)</sup>。

## 第 25 条

I. 普遍的国民奉仕<sup>(89)</sup>における、[国民の]義務に関する教養を発達させること及び共和国の基盤[となるもの]を伝えることを目的とする選択項目の中で、参加者は、愛玩動物に関する動物倫理<sup>(90)</sup>の啓発を受ける。

この教育では、普遍的国民奉仕の志願者が哲学的及び科学的観点から人間及び動物の関係を学ぶよう指導する。

農業担当大臣、食料担当大臣、国民教育担当大臣、若者担当大臣及びスポーツ担当大臣並びに防衛大臣の共同アレテ<sup>(91)</sup>により、動物倫理に関する啓発の内容及び実施方法が明確にされる。

(83) Officier public. 広義の裁判所付属吏には含まれるが、裁判の運営には直接には関与しない者（競売吏や有価証券仲買人（agent de change））。裁判所付属吏との間の身分上の差異はほとんどない。同上，p.399.

(84) Caisse des dépôts et consignations. フランスの公的金融機関。

(85) Code monétaire et financier. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006072026>>

(86) 預金供託金庫に預けられた資金が、所定の条件において、30 年を経過した後に国により取得されることに關する規定。

(87) 哺乳綱奇蹄目ウマ科の動物。同科の 1 種ウマのうち、小格なものをさす総称名で、品種名ではない。「ポニー」『日本大百科全書』（ジャパナレッジ版）

(88) 本法律による改正後の農事・海洋漁業法典 L. 第 215-11 条第 1 項の規定は、次のとおり。

愛玩動物の販売、世話、一時収容、保護、養育、調教①、民間警備活動、監視、警備、犬の調練師を雇用する者又は財の物理的保護[*protection physique*]若しくは公衆への展示を行う施設、収容施設、シェルター、生きている動物の畜殺若しくは輸送を行う施設又は牧畜を経営する全ての者について、必要もないのに、その保護下にある動物に対して虐待行為を行うこと若しくは行われている状態を放置すること、②又は L. 第 214-10-1 条に規定される禁止を遵守しないことは、拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロを科す。

なお、下線部①は本法律第 38 条、下線部②は本法律第 24 条による改正箇所。

(89) Service national universel. 15 歳から 17 歳までの若者を対象とする、共和国の基盤を伝え、国民の団結を強化し、若者の社会への参入を促進するためのプログラム。内容は、①居住地以外の県における 2 週間の共同生活（séjour de cohésion）及び②年間で 84 時間以上のボランティア活動（mission d'intérêt général）で、参加にかかる費用は、全て国が負担する。“Le service national universel.” Service National Universel website <<https://www.snu.gouv.fr/le-service-national-universel-29>>

(90) 人間以外の「動物」に対する人間のあるべき関わり方又は正当化され得るふるまい方をめぐる考え・思想、またそれを研究する学問領域のこと。「動物倫理（学）[哲学／現代思想]」『情報・知識 imidas』（ジャパナレッジ版）

(91) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

II. 教育法典<sup>(92)</sup>L. 第 312-15 条の末尾に次の 1 項を加える<sup>(93)</sup>。

「道徳及び公民教育もまた、小学校、コレージュ及びリセにおいて<sup>(94)</sup>、愛玩動物の尊重について生徒を啓発する。この教育は、愛玩動物を慎重な対応を要するものとして紹介し、動物虐待に関する全ての行為を予防するのに寄与する。」

第 2 節 家畜動物に対する虐待との闘いにおける制裁の強化（第 26 条～第 45 条）

第 26 条

刑法典第 521-1 条を次のように改める<sup>(95)</sup>。

1° 第 1 項中、「2 [年]」を「3 [年]」に改め、「30,000 ユーロ」を「45,000 ユーロ」に改める。

2° 同第 1 項の後に次の 2 項を加える。

「当該行為が動物の死をもたらした場合、刑罰は、拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロに引き上げられる。

「未成年者の前で当該行為が行われることは、第 1 項に規定する軽罪の加重事由とみなされる。」

3° 次の 1 項を加える。

「当該行為が動物の死をもたらす場合を除いて、当該行為が加重事由とともに行われる場

(92) Code de l'éducation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071191>>

(93) 道徳・公民教育の目的及び内容に関する規定。

(94) フランスの初等教育は、小学校 (école élémentaire) で行われ、6 歳から 5 年間の義務教育である。前期中等教育は、11 歳から 4 年間、コレージュ (collège. 日本の中学校に相当する) で行われ、後期中等教育は、主にリセ (lycée. 日本の高等教育に相当する) で行われる。リセには、普通・技術リセ (lycée général et technologique) 及び職業リセ (lycée professionnel) がある。豊田透「フランスにおける教育改革—コレージュ (中学校) の改革を中心に—」『レファレンス』800 号, 2017.9, p.12. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10954497\\_po\\_080003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10954497_po_080003.pdf?contentNo=1)>

(95) 本法律による改正後の刑法典第 521-1 条の規定は、次のとおり。

公然とであるかどうかを問わず、家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対して、重大な虐待又は残虐行為を行うことは、拘禁刑① 3 年及び罰金① 45,000 ユーロを科す。

②公共サービスの使命を遂行するにあたって、公務員により所持されている動物に対してこれを犯すことは、第 1 項に規定する軽罪の加重事由とみなされる。

③この条に規定する家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対する重大な虐待又は残虐行為の場合、[当該行為の加害者が]所有者又は動物の管理人であることは、加重事由とみなす。

①当該行為が動物の死をもたらした場合、刑罰は、拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロに引き上げられる。

①未成年者の前で当該行為が行われることは、第 1 項に規定する軽罪の加重事由とみなされる。

[第 6 項省略]

この④節に規定される違反で有罪になった自然人はまた、永久に、又は非永久に動物を所持すること、及び④永久に、又は一時的に、後者の [一時的に科す] 場合においては 5 年を超えない期間、職業活動又は社会活動を行うこと (その活動がもたらす手段を違反行為の準備又は実行のために故意に使用していた場合) の禁止という補充刑を科す。ただし、この禁止は、公選職又は労働組合の役職の遂行には適用されない。

[第 8 項～第 13 項省略]

①当該行為が動物の死をもたらす場合を除いて、当該行為が加重事由とともに行われる場合、第 1 項に規定する軽罪は、拘禁刑 4 年及び罰金 60,000 ユーロを科す。

⑤事情を十分知った上で、家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物について、直接の、又は差し迫った死のリスクを呈する条件において、[こうした動物を] 遺棄することは、遺棄行為の加重事由とみなす。

なお、下線部①は本法律第 26 条、下線部②は本法律第 30 条、下線部③は本法律第 29 条、下線部④は本法律第 32 条、下線部⑤は本法律第 28 条による改正箇所。また、補充刑 (peine complémentaire) とは、主刑を補充するもので、自然人に科す場合、禁止、失権、権利無能力又は権利の取消、物の移動禁止又は没収、事業所閉鎖、新聞などへの判決の掲示がある。山口編 前掲注 (2), p.423.

合、第1項に規定する軽罪は、拘禁刑4年及び罰金60,000ユーロを科す。」

## 第27条

刑法典第5編第2章を次のように改正する。

1° 単一の節を第1節とする<sup>(96)</sup>。

2° 次の第2節を加える。

「第2節

「動物の生命に対する意図的な侵害

「第522-1条 不必要に、公然であるかどうかを問わず、合法的活動の枠組み外において、家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に意図的に死をもたらすことは、拘禁刑6か月及び罰金7,500ユーロを科す。

「この条は、地域の継続する伝統が理由となる場合、闘牛に適用されない。これは、継続する伝統が確立されている可能性のある地域における闘鶏にも適用されない。

「第522-2条 第522-1条に規定される違反で有罪になった自然人はまた、永久に、又は非永久に動物を所持すること、及び5年以上の期間、職業活動又は社会活動を行うこと（その活動がもたらす手段を違反行為の準備又は実行のために故意に使用していた場合）の禁止という補充刑を科す。ただし、この禁止は、公選職又は労働組合の役職の遂行には適用されない。」

## 第28条

刑法典第521-1条の末尾に次の1項を加える<sup>(97)</sup>。

「事情を十分知った上で、家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物について、直接の、又は差し迫った死のリスクを呈する条件において、[こうした動物を] 遺棄することは、遺棄行為の加重事由とみなす。」

## 第29条

刑法典第521-1条第1項の後に次の1項を加える<sup>(98)</sup>。

「この条に規定する家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対する重大な虐待又は残虐行為の場合、[当該行為の加害者が] 所有者又は動物の管理人であることは、加重事由とみなす。」

## 第30条

刑法典第521-1条第1項の後に次の1項を加える<sup>(99)</sup>。

「公共サービスの使命を遂行するにあたって、公務員<sup>(100)</sup>により所持されている動物に対してこれを犯すことは、第1項に規定する軽罪の加重事由とみなされる。」

## 第31条

刑法典第131-5-1条の末尾に次の8°を加える<sup>(101)</sup>。

(96) 動物に対する重大な虐待又は残虐行為に関する節。

(97) 前掲注(95)下線部⑤参照。

(98) 同上下線部③参照。

(99) 同上下線部②参照。

(100) 主に、国家警察 (Police Nationale) 及び国家憲兵隊 (Gendarmerie Nationale) が該当する。これらの組織は、いずれもフランスにおける国家の警察組織である。人口2万人以上をおおよその基準として、都市部を国家警察が、それ以外の地域を国家憲兵隊が担当する。豊田透「フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り」『外国の立法』No.269, 2016.9, p.4. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10193086\\_po\\_02690002.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10193086_po_02690002.pdf?contentNo=1)>

(101) 軽罪を犯して拘禁刑1年を科される受刑者に対して、裁判所は、拘禁刑の代替刑又は補充刑として、1か月

「8° 動物虐待の予防及び動物虐待との闘いに関する啓発の研修。」

### 第 32 条

刑法典第 521-1 条第 3 項第 1 文を次のように改める<sup>(102)</sup>。

1° 「条」を「節」に改める。

2° 「5 年以上の期間」を、「永久に、又は一時的に、後者の〔一時的に科す〕場合においては 5 年を超えない期間」に改める。

### 第 33 条

I. 動物の盗難について告訴する場合には、原告は、必ず、農事・海洋漁業法典 1. 第 212-2 条に規定される識別データの収集及び処理について承認された者に、この盗難について知らせなければならない。

II. 刑法典第 311-4 条 11° の後に次の 12° を加える。<sup>(103)</sup>

「12° 動物の違法取引を助長することを目的とする場合。」

### 第 34 条

刑事訴訟法典<sup>(104)</sup> 第 99-1 条を次のように改める<sup>(105)</sup>。

1° 第 2 項中、「〔健康を〕脅かし〔得る場合〕」の後に、「又はその種に特有な生態学的欲求を満たすことができなく〔なり得る〕」を加える。

2° 同第 2 項の後に次の 1 項を加える。

「動物の収容条件が、その経済価値を超える維持費用を生じさせる場合も同様である。予審判事（審理を付託された場合）、司法裁判所の長又は司法裁判所の長により任命された裁判官は、共和国検事<sup>(106)</sup> の請求により農業の専門家の意見を徴した後に制定される根拠のあるオルドナンス<sup>(107)</sup> により、第三者に有償で譲渡すること若しくは預けること又はその〔動物の〕安楽死を行うことを命じることができる。」

### 第 35 条

刑事訴訟法典第 230-19 条の末尾に次の 19° を加える<sup>(108)</sup>。

---

未満の研修を修了すべきことを命ずることができるという規定。同条において、裁判所が命ずることのできる研修の内容が列挙されている。

(102) 前掲注 (95) 下線部④参照。

(103) 窃盗罪のうち、拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロを併科される場合に関する規定。

(104) Code de procédure pénale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071154>>

(105) 刑事訴訟法典第 99-1 条は、刑事訴訟等において動物を押収又は剥奪した場合の、当該動物の収容又は動物保護の財団若しくは団体への預かりの委託に関する規定。改正後の同条第 2 項の規定は、次のとおり。

収容条件が、当該動物を危険な状態にし得る場合若しくはその健康を脅かし得る場合又はその種に特有な生態学的欲求を満たすことができなくなり得る場合、予審判事（審理を付託された場合）、又は司法裁判所の長若しくは当該司法裁判所の長により任命された裁判官は、共和国検事の請求により、獣医の意見を徴した後で出される根拠のある命令により、当該動物の安楽死を実行することを命ずることができる。

なお、予審判事（juge d'instruction）は、予審（instruction. 公判前手続を構成する刑事訴訟の一段階として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定する手続。山口編 前掲注 (2), p.296.）の職務を行うために任命される大審裁判所の裁判官。任期 3 年で、再任が可能である。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (23), p.246.

(106) Procureur de la République. 民事事件を管轄する普通法（droit commun）上の第一審裁判機関で各県に一以上置かれる大審裁判所（tribunal de grande instance）の検事局長。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。

(107) Ordonnance. 法律事項に属する特定の事項について、国会からの授権により政府が定める法規。所定の期間内に追認の政府提出法律案が国会に提出されない限り、オルドナンスは失効する（フランス憲法（1958 年制定）第 38 条）。

(108) 搜索対象者ファイル（fichier des personnes recherchées: FPR）に登録される対象となる違反行為を定める規定。FPR は、搜索状が出されている者又は家出した未成年者等の搜索、監視又は管理のために用いられるデータベース。“Fichier des personnes recherchées (FPR),” 2020.12.29. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/>>

「19° 同法典第 131-21-2 条<sup>(109)</sup>に規定される動物を所持することの禁止。」

### 第 36 条

社会福祉・家族法典<sup>(110)</sup>を次のように改正する。

1° L. 第 221-1 条 5° の 2 の後に次の 5° の 3 を加える<sup>(111)</sup>。

「5° の 3 動物虐待について有罪判決を受けた [未成年者]、又はその [未成年者に対して] 責任を有する者が動物虐待について有罪判決を受けた未成年者の特定及び [内面的な] 方向付けに留意すること。」

2° L. 第 226-3 条を次のように改める<sup>(112)</sup>。

a) 第 2 項の末尾に次の 1 文を加える。「これら [の未成年者の情報] が、一般利益 [intérêt général]<sup>(113)</sup>を認定された動物保護の財団又は団体により当該組織に通知された場合、刑法典第 521-1 条及び第 521-1-1 条に規定される動物に対する重大な虐待若しくは残虐行為又は性的侵害についての裁判の提起は、この条第 3 項に規定される未成年者の状況の評価の理由となる。」

b) 最終項中、「5°に」を「5°、5°の2及び5°の3に」に改める。

### 第 37 条

農事・海洋漁業法典 L. 第 214-23 条を次のように改める<sup>(114)</sup>。

1° III 第 2 項を削る。

2° 次の IV を加える。

「IV. I の 7°、II 及び III の適用により、行政機関により講じられる措置により生じる費用は、所有者、所持者、受領者、輸入者、輸出者又はこれらの者がいなければ、輸入又は取引に参与したその他の全ての者が負担し、いかなる補償金の理由にもならない。」

### 第 38 条

農事・海洋漁業法典 L. 第 215-11 条第 1 項中、「調教」の後に「、民間警備活動、監視、警備、犬の調練師を雇用する者又は財の物理的保護 [protection physique]」を加える<sup>(115)</sup>。

### 第 39 条

刑法典第 521-1 条の後に次の第 521-1-2 条を加える。

「第 521-1-2 条 この項に規定する違反 [家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対する重大な虐待、残虐行為又は性的侵害の複合行為] を犯すことに関する画像を、手

---

particuliers/vosdroits/F34830>

(109) 刑法典第 131-21-2 条は、補充刑としての動物の所持の禁止に関する規定である。

(110) Code de l'action sociale et des familles. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074069>>

(111) 県の行政機関である児童社会扶助機関 (service d'aide sociale à l'enfance) の任務に関する規定。

(112) 危険にさらされている、又はその可能性がある未成年者に関する憂慮すべき情報の収集、処理及び評価に関する規定。第 2 項は、こうした憂慮すべき情報の収集を、情報の収集、処理及び評価を行う組織に集約することについて定める。第 3 項は、こうした情報を基に行われる未成年者の状況の評価について定める。最終項は、この条の適用により収集される情報は、所定の目的においてのみ収集され、保存され、利用されることを定める。

(113) 一般利益を認定された団体は、慈善活動、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化といった分野において、非営利目的で活動を行い、公正な運営がなされている団体のことである。“Qu'est-ce-qu'une association reconnue d'intérêt général?,” 2022.5.11. Ministère de l'économie des finances et de la souveraineté industrielle et numérique website <<https://www.economie.gouv.fr/cedef/association-reconnue-interet-general>>

(114) 動物保護に関連する視察、検査及び介入のために権限を付与された公務員及び職員に関する規定。同条 III は、これらの公務員及び職員に、検査を実行する際に動物の畜殺、収容、給水又は給餌等を行う権限を付与する規定で、その第 2 項は、これらの行為により発生する費用は、動物の所有者等により負担されることを定めていた。

(115) 改正後の農事・海洋漁業法典 L. 第 215-11 条第 1 項の規定については、前掲注 (88) の下線部①参照。



段を問わず、及び媒体を問わず、故意に録画することは、第 521-1 条第 1 項及び第 521-1-1 条に規定される家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対して、重大な虐待、残虐行為又は性的侵害 [atteintes sexuelles] の複合行為となり、同第 521-1 条及び第 521-1-1 条に規定される刑罰を科す。[第一文に定めるもの以外の] 動物に対する虐待 [mauvais traitements] に係る違反を行うことに関する画像を、手段を問わず、及び媒体を問わず、故意に録画することは、前記虐待の複合行為となり、第 4 級の違警罪に対して定められる罰金<sup>(116)</sup>を科す。

「こうした画像の録画をインターネット上で拡散することは、拘禁刑 2 年及び罰金 30,000 ユーロを科す。

「この条は、これらの画像の録画、所持、拡散又は閲覧が一般利益に関する公衆の議論に資すること又は司法における証拠とすることを目的とする場合、適用されない。」

#### 第 40 条

刑法典第 227-24 条第 1 項中、「わいせつな」の後に「一若しくは複数の動物を関与させるわいせつ画像を含む」を加える<sup>(117)</sup>。

#### 第 41 条

刑法典第 226-14 条 4° の後に次の 5° を加える<sup>(118)</sup>。

「5° 第 521-1 条及び第 521-1-1 条に規定される動物に対する重大な虐待、残虐行為又は性的侵害に関する全ての情報並びに職務執行の一環として確認される動物虐待に関する全ての情報を、共和国検事に知らせる獣医。この情報は、農事・海洋漁業法典 L. 第 203-6 条に規定する公衆衛生獣医の義務<sup>(119)</sup>を解除するものではない。」

#### 第 42 条

農事・海洋漁業法典 L. 第 241-5 条を次のように改める。

「L. 第 241-5 条 獣医補助を含む全ての獣医は、法律により定められる条件において職業上の秘密を厳守しなければならない。獣医の職業上の秘密は、その職業の実践において獣医の知るところとなるもの、すなわち当該獣医に託されたもののみならず、当該獣医が見たもの、聞いたもの又は理解したものの全てが該当する。」

#### 第 43 条

刑法典第 5 編第 2 章第 1 節を次のように改正する。

1° 第 521-1 条第 1 項中、「又は性的性格の」を削る<sup>(120)</sup>。

(116) 違警罪 (contravention) は、重罪 (crime) 及び軽罪 (délit) よりも軽い刑罰をもって罰せられる罪で、第 1 級から第 5 級の 5 種類がある。山口編 前掲注 (2), p.125. 第 4 級の違警罪に科される罰金刑は、原則として 135 ユーロで、納付が遅れた場合には 375 ユーロに引き上げられる。

(117) 改正後の刑法典第 227-24 条第 1 項の規定は、次のとおり。

手段を問わず、及び媒体を問わず、暴力的な [特徴]、テロリズムを扇動する [特徴]、一若しくは複数の動物を関与させるわいせつ画像を含むわいせつな特徴又は人間の尊厳に深刻な侵害をもたらす性格を有するメッセージ又は身体的に危険な状態にさらすゲームに没頭するよう未成年者を扇動するメッセージを作成し、送信し、拡散すること、又はこのようなメッセージで商業活動を行うことは、当該メッセージが未成年者の目に触れた場合又は未成年者により受信された場合に、拘禁刑 3 年及び罰金 75,000 ユーロを併科する。

(118) 刑法典第 226-13 条の適用除外に関する規定。同法典第 226-13 条は、同条に定める者を除いて、秘密の情報を託された者がその秘密を暴露した場合、この者に拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロを併科するという規定。本法律第 41 条は、同条が定める獣医を、刑法典第 226-13 条の適用を除外される者に加えた。

(119) 農事・海洋漁業法典第 2 編に規定される義務とは別に、公衆衛生獣医は、自らの職務を遂行する中で、人又は動物に深刻な危険を与え得る動物公衆衛生規則への違反を確認した場合には、その違反を直ちに行政機関に通知しなければならないという義務。

(120) 本法律による改正後の刑法典第 521-1 条の規定は、前掲注 (95) 参照。

2° 同第 521-1 条の後に次の第 521-1-1 条を加える。

「第 521-1-1 条 家畜動物、飼い慣らされた動物又は捕獲された動物に対する性的侵害は、拘禁刑 3 年及び罰金 45,000 ユーロを科す。

「必要な治療及び衛生に関するケア並びに人工授精に必要な行為は、性的侵害とみなされることはない。

「これらの刑罰は、当該行為が、集団で、未成年者の面前で、又は当該動物の所有者若しくは管理人により行われた場合、拘禁刑 4 年及び罰金 60,000 ユーロに引き上げられる。

「当該動物の所有者の有罪判決の場合又は所有者が不明の場合、司法手続の最中であるかどうかにかかわらず、裁判所は、当該動物の処遇について決定を下す。裁判所は、当該動物の没収を宣告し、公益を認定された、又は届出のなされた、[当該動物を託された後に] 当該動物を自由に譲渡することができる動物保護の財団又は団体に託す手はずを整えることができる。

「この条に規定される違反で有罪になった自然人はまた、永久に、動物を所持すること、及びその活動がもたらす手段を違反行為の準備又は実行のために故意に使用していた場合には、職業活動又は社会活動を行うことの禁止という補充刑を科す。ただし、この禁止は、公選職又は労働組合の役職の遂行には適用されない。

「第 121-2 条<sup>(121)</sup>に規定される条件において、刑事上の責任があることを宣告された法人に、次に掲げる刑罰を科す。

「1° 第 131-38 条<sup>(122)</sup>に規定される方法に従った罰金。

「2° 第 131-39 条<sup>(123)</sup>2°、4°、7°、8°及び9°に規定する刑罰。」

#### 第 44 条

刑典第 521-1 条の後に次の第 521-1-3 条を加える。

「第 521-1-3 条 手段を問わず、第 521-1-1 条に規定する動物に対する性的侵害となる行為を提案すること又は要請することは、拘禁刑 1 年及び罰金 15,000 ユーロを科す。」

#### 第 45 条

刑事訴訟法典第 706-47 条の末尾に次の 15°を加える<sup>(124)</sup>。

「15° 同法典第 521-1-1 条第 1 項に規定される軽罪。」

### 第 3 節 商業目的で使用される野生種の捕獲の終了（第 46 条～第 49 条）

#### 第 46 条

環境法典第 4 編第 1 章第 3 節の末尾に次の第 3 款を加える。

(121) 国家を除く法人は、その法人又は代表者が犯した違反について、原則として刑事上の責任を有するという規定。

(122) 法人に科される罰金の最高額を自然人の場合の法定刑の 5 倍とし、自然人についていかなる罰金刑も定められていない場合には 100 万ユーロとするという規定。

(123) 法人に科され得る処罰に関する規定。ここでは、職業活動又は社会活動の禁止 (2°)、施設の閉鎖 (4°)、小切手の発行又は支払カードの使用の禁止 (7°)、没収 (8°)、言い渡された判決の掲示及び公告 (9°) のうち、一以上の刑を科されることになる。なお、支払カード (carte de paiement) は、銀行又はデパートが発行する標準化された判型のカードで、その所持人が加盟店における購入又はサービスの提供を簡便に決済し、又は発行銀行において現金を引き出すことを可能とするカードのこと。中村ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (23), p.65。

(124) 性的侵害罪及び未成年の被害者の保護に適用される訴訟手続について定める刑典第 4 編第 19 章の規定が適用される犯罪の一覧を定める規定。

「第 3 款

「様々な目的で捕獲され、所持される家畜ではない種の動物に関する規定

「L. 第 413-9 条 捕獲された野生の動物相 [faune]<sup>(125)</sup> に関する全国諮問委員会は、自然保護担当大臣の下に設置され、同大臣がアレテ<sup>(126)</sup> により当該委員会の組織及び機能を定め、そのメンバーを任命する。

「同委員会は、次に掲げる者から成る。

「1° 家畜ではない動物の動物行動学、繁殖、保護、生物学的特徴及び欲求に関する科学研究の有資格者。

「2° 野生の動物相の専門獣医。

「3° 自然保護担当大臣の代理人、教育担当大臣の代理人、農業担当大臣の代理人及び研究担当大臣の代理人。

「4° 種の保存に関する活動中の国際組織の代表者。

「5° 動物保護団体の代表者。

「6° 地方議員団の代表者。

「7° 並びに捕獲された野生の動物相に関する全国諮問委員会の委員長の指名に基づき、議題に応じて、この節 [の規定] に従う施設の代表者。

「当該委員会のメンバーは、無償でその職務を遂行する。

「捕獲された野生の動物相に関する全国諮問委員会は、捕獲された家畜ではない種の動物の維持及び公衆への公開の条件を改善するのに適切な手段に関して、大臣から諮問を受け得る。

「L. 第 413-10 条 I. 移動施設において、公衆に公開するために家畜ではない種に属する動物を入手し、商品化し、繁殖させることは、禁じられる。

「この禁止は、動物虐待と闘い、動物と人間のきずなを強化するための 2021 年 11 月 30 日の法律第 2021-1539 号の審署から 2 年が経過した後に施行される。

「II. 移動施設における家畜ではない動物の種を含む [動物の] 所持、輸送及び興行は、禁じられる。この禁止は、前記 2021 年 11 月 30 日の法律第 2021-1539 号の審署から 7 年が経過した後に施行される。

「III. I 及び II に規定される禁止の対象とされる動物の受入れに関する複数の解決策が、その所有者に対して提案される。これらの解決策は、当該動物が、その幸せを保証される環境において [、代替施設に] 受け入れられることを保証する。

「IV. コンセイユ・デタの議を経て制定されるデクレ<sup>(127)</sup> により、I 及び II に規定される禁止の対象とされる動物について、その幸せを満たすのに適した受入れ能力がない場合に、自然保護担当大臣が、[当該禁止事項の] 施行後に、定められる禁止 [事項] の例外を定めることのできる条件を明らかにする。

「V. L. 第 413-2 条<sup>(128)</sup> 及び L. 第 413-3 条<sup>(129)</sup> に規定される能力保証書及び開設許可は、移動

(125) ある一定の場所又は一定の環境にすむ動物の全種類。「動物相」『日本大百科全書』（ジャパナレッジ版）

(126) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(127) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するデクレの制定は見当たらない。

(128) 家畜ではない種の動物の飼育、販売、レンタル及び一時収容を行う施設並びに生きている現地の動物又は外国の動物を公衆に公開するための施設の責任者は、これらの動物の世話をする能力の保証書を有する者でなければならないことに関する規定。

(129) 家畜ではない種の動物の飼育、販売、レンタル及び一時収容を行う施設並びに生きている現地の動物又は外

施設において、公衆に公開するために家畜ではない種の動物を所持することを希望する者又は施設に対して交付されてはならない。この条により禁じられる活動を行う施設に交付される開設許可は、所持される動物の〔当該施設からの〕搬出後に廃止される。

「VI. 公衆に公開するために動物を所持する全ての移動施設は、環境担当大臣のアレテ<sup>(130)</sup>により明確にされる条件において、前記 2021 年 11 月 30 日の法律第 2021-1539 号の審署から 6 か月以内に、L. 第 413-6 条<sup>(131)</sup> II に規定される全国ファイルへの登録を行う。

「VII. この条の適用条件は、自然保護担当大臣のアレテ<sup>(132)</sup>により明確にされる。

「L. 第 413-11 条 家畜ではない種の生きている動物を公衆に公開する固定された〔移動しない〕興行施設は、現地の又は外国の動物相の生きている実際の動物を公衆に公開する固定〔され移動しない〕及び常設であるという性格を有する動物施設の運営の一般的な法原則に従い、設備の一般的な特徴に適合する。この条の適用方法は、規則<sup>(133)</sup>により明確にされる。

「L. 第 413-12 条 I. クジラ目の実際の動物の出演を含む興行並びにクジラ目及び公衆との直接の触れ合いは、禁じられる。この禁止は、前記 2021 年 11 月 30 日の法律第 2021-1539 号の審署から 5 年が経過した後に施行される。

「II. L. 第 413-1-1 条に規定する施設内で、又はその一覧が自然保護担当大臣のアレテ<sup>(134)</sup>により定められる科学的プログラムの一環として行われるものを除いて、クジラ目の実際の動物を捕獲して所持すること又は捕獲して繁殖させることは、禁じられる。この禁止は、前記 2021 年 11 月 30 日の法律第 2021-1539 号の審署から 5 年が経過した後に施行される。

「III. 自然保護担当大臣のアレテ<sup>(135)</sup>により、II に規定されるクジラ目の生きている実際の動物を所持することを認可される施設の一般的特徴、科学的プログラムの提示方法及び運営の法原則を定める。」

## 第 47 条

環境法典 L. 第 413-1 条の後に次の L. 第 413-1-1 条を加える。

「L. 第 413-1-1 条 捕獲された野生動物のためのシェルター又は保護区は、捕獲された若しくは捕獲されていた、押収又は没収の行為の対象となった、遺棄されているのを発見された、又はその動物を遺棄することを望んだ所有者により意図的に預けられた、家畜ではない種の動物を受け入れる非営利施設である。

「捕獲された野生動物のためのシェルター又は保護区の運営者は、〔敷地内にいる動物を〕公衆に公開しない場合でも、その敷地内にいる動物の種の繁殖活動に関する L. 第 413-2 条に規定される能力保証書を有していなければならない。公衆に公開すると仮定して、この活動に関する保証書が必要とされる。

「当該施設は、L. 第 413-3 条に規定される開設許可の対象となる。

「捕獲された野生動物のためのシェルターの中で、動物は、それぞれの種に適した設備、施

---

国の動物を公衆に公開するための施設の開設は、県のアレテによる許可を必要とすることに関する規定。

(130) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(131) 識別義務のある、所定の哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類について、その追跡調査を実行するために、その動物の識別に必要な情報、歴代の所有者の氏名、住所及び行政上の義務の遂行に関する評価についてのデータは、全国ファイルに登録され、自動処理され得ることに関する規定。

(132) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(133) 2022 年 7 月 21 日現在、該当する規則の制定は見当たらない。

(134) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

(135) 2022 年 7 月 21 日現在、該当するアレテの制定は見当たらない。

設及び囲い地を特に整えることにより、生物学的欲求、健康及び様々な種の生まれついて有する行動の表現を満足させるための飼育条件において、保護されなければならない。

「動物の販売、購入、レンタル又は繁殖に関する全ての行為は、禁じられる。

「シェルター又は保護区の訪問者又は職員の発案による、調教による演目の公開及び公衆及び動物の直接の触れ合いは、禁じられる。

「この条は、家畜ではない種の動物に関する規則の規定とは別に適用される。

「環境担当大臣及び農業担当大臣は、この条の施行を確実に行う。」

## 第 48 条

I. 本法律第 46 条の結果として [加えられた] 環境法典第 4 編第 1 章第 3 節第 3 款の末尾に次の L. 第 413-13 条を加える。

「L. 第 413-13 条 I. 家畜動物又は家畜ではない動物をディスコで公開することは、禁じられる。この I の適用について、その第一の役割が、私的なイベントの一環としてであっても、主に音楽及びダンスの放送のための集会を目的として公衆を受け入れる、閉ざされた又はアクセスが制限された全ての場所が、ディスコとみなされる。

「II. バラエティー番組、試合並びに L. 第 413-3 条に規定される開設許可を有する施設の部屋を除くスタジオセットで行われ、テレビ放送のサービス又は通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号<sup>(136)</sup>の意味でのオンデマンドの視聴覚メディアサービスで利用できるフィクション以外の番組において、捕獲された動物であろうと、自然界から連れ出された動物であろうと、家畜ではない動物を公開することは、禁じられる。

II. 環境法典 L. 第 413-13 条 II は、本法律の審署から 2 年が経過した後に施行される。

## 第 49 条

I. 本法律第 46 条及び第 48 条の結果として [加えられた] 環境法典第 4 編第 1 章第 3 節第 3 款の末尾に次の L. 第 413-14 条を加える。

「L. 第 413-14 条 I. 移動興行の際に公衆に公開するために、雑種を含め、クマ及びオオカミを所持することは、禁じられる。

「II. 移動興行の際に公衆に公開するための、雑種を含め、クマ及びオオカミの入手及び繁殖は、禁じられる。

「III. L. 第 413-2 条及び L. 第 413-3 条に規定される能力保証書及び開設許可は、移動施設において公衆に公開するために、この条 I に規定される家畜ではない種の動物を所持することを望む者又は施設に交付されてはならない。この条により禁じられる活動を行う施設に交付される開設許可は、所持される動物の [当該施設からの] 搬出後に廃止される。」

II. 環境法典 L. 第 413-14 条 I 及び III は、本法律の審署から 2 年が経過した後に施行される。

## 第 4 節 毛皮製品用のアメリカミンクの繁殖の終了 (第 50 条)

### 第 50 条

農事・海洋漁業法典 L. 第 214-9 条の後に次の L. 第 214-9-1 条を加える。

(136) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGISCTA000006136090>>

「L. 第 214-9-1 条 I. 専ら毛皮製品用に繁殖されるアメリカミンク (Neovison vison 又は Mustela vison) 及びその他の家畜ではない種の動物の繁殖は、禁じられる。

「II. I に規定されるアメリカミンクの繁殖施設の設置、拡大及び譲渡は、禁じられる。」

本法律は、国の法律として施行される。

(なら しおり)